新旧対照表

三重県公共工事共通仕様書 平成30年7月一部改正

◆総目次
◆第 1 編 共通編
P 2 ~ P 13
◆第 2 編 河川・水路編
P 14 ~ P 15
◆第 4 編 砂防・地滑り防止編
P 16
◆第 6 編 道路編
P 17 ~ P 30
◆第 1 1編 水道・工業用水道編
P 31
◆建設工事施工管理(案)
P 32 ~ P 46

三重県

総 目 次 【分冊1】【分冊2】共通

現行	一 部 改 正	備考
【分冊 1】	【分冊 1】	担当課の修正
第1編 共通編(公共事業運営課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1編 共通編(<mark>技術管理</mark> 課)・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2編 河川・水路編(河川課 <u>、流域管理課</u>)・・・・・・・・・・・・	第2編 河川・水路編(河川課)・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3編 海岸編(港湾・海岸課)・・・・・・・・・・・・・・・	第3編 海岸編(港湾・海岸課)・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4編 砂防・地滑り防止編(防災砂防課 <u>、流域管理課</u>)・・・・・・・・	第4編 砂防・地滑り防止編(防災砂防課)・・・・・・・・・・・・	

一部改正 考 第1章 総則 (P1-1) 第1章 総則 (P1-1) 国土交通省の 1-1-1 適用 1-1-1 適用 改定による 4. 優先事項 4. 優先事項 契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載され 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通 た事項は、この共通仕様書に優先する。 仕様書に優先する。 5. 設計図書間の不整合 5. 設計図書間の不整合 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面か 特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または契 らの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認 <mark>約</mark>図面からの読み取りと<mark>契約</mark>図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は して指示を受けなければならない。 監督員に確認して指示を受けなければならない。 1-1-2 用語の定義 (P1-2~5) 国土交通省の 1-1-2 用語の定義 (P1-2~5) 4. 設計図書 4. 設計図書 改定による 設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場 設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明 に対する質問回答書をいう。 説明に対する質問回答書をいう。 「略〕 「略〕 7. 特記仕様書 7. 特記什様書 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工 事に固有の技術的要求を定める図書をいう。 事に固有の技術的要求を定める図書をいう なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出 し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。 8. 契約図面 (新規) 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている 図面をいう。 8. 現地説明書 9. 現地説明書 ~ (番号振替) ~ (番号振替) 24.情報共有システム 25. 情報共有システム 25. 書面 26. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発 |行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共 |行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共 |有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名また ||有システムを用いて作成<mark>され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行わ</mark> は押印がなくても有効とする。 れた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達でき なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達でき るものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 るものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。 27. 工事写真 26. 工事写直 ~ (番号振替のみ) ~ (番号振替のみ) 54. JAS規格 53. JAS規格

		1
現	一部改正	備考
1-1-3 設計図書の照査等 (P1-5)		国土交通省の
2. 設計図書の照査		改定による
受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18	
条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実があ	条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実があ	
る場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を	る場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を	
求めなければならない。	求めなければならない。	
なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、	なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、	
施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明ま	施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明ま	
たは書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	たは書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	
	ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第	
	19条によるものとし、監督員の指示によるものとする	
1-1-11 工事の下請負 (P1-12)	1-1-11 工事の下請負 (P1-12)	
1. 下請負の要件	1. 下請負の要件	契約書の改正
(6)下請負者(受注者が直接契約締結するものに限る。)は、契約書第7条	(6) 下請負者は、契約書第7条の2に基づく社会保険等の届出義務を履行	による
の2に基づく社会保険等の届出義務を履行していること。ただし、当該		
届出の義務がない者はこの限りではない。		
1-1-17 設計図書の変更 (P1-15)	1-1-17 設計図書の変更 (P1-15)	
設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が	設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が	三重県設計変
指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発	指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発	更ガイドライ
注者が修正することをいう	注者が修正することをいう	ンの位置付け
	なお、設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドラインを適切に運用	明確化
	<u>すること。</u>	
1-1-36 環境対策 (P1-41)	1-1-36 環境対策 (P1-41)	国土交通省の
4. 低騒音型・低振動型建設機械	4. 低騒音型・低振動型建設機械	改定による
	② 調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより	
	新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ確認するものとする。な	
	お、低振動型建設機械のうちバックホウについての協議は省略できるものと	
況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の要求があ		
った場合は速やかに提示するものとする。	低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場における稼働状	
	況及びシールを写真撮影したものを整理し、監督員または検査員の要求があ	
	った場合は速やかに提示するものとする。	
	1	

TR 4-	<u> </u>	/# * /
	一 部 改 正 1-1-36 環境対策 (P1-42)	備 考 国土交通省の
8. 廃油等の適切な措置		改定による
受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及	一中の佐工
海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならな	び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければなら	誤子の修正
l'o	ない。	
1-1-38 交通安全管理 (P1-44)		国土交通省の
9. 交通安全管理	· ··—· · — — —	改定による
(1)安全管理	(1)安全管理	
1) 交通規制及び標識	1) 交通規制及び標識	
③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある	③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある	
場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督員に申し出るとと	場合は、実施予定日より1ヶ月以上前に監督員に申し出るとと	
もに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。	もに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。	
なお、実施にあたっては規制の計画を監督員に提出するとと	なお、実施にあたっては規制の計画を施工計画書に記載する	
もに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。	とともに、関係機関から指示された事項を行わなければならな	
りに、対応機関がら旧かでもに事名を目れるければならない。	い。	
	U.°.	
	1-1-38 交通安全管理 (P1-46)	国土交通省の
13. 水中落下支障物の処置		四工文通省の 改定による
日本 13. 水中冷下文障物の短直	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	以たによる
体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。		誤字の修正
体を水中に溶さした場合、直らに、ての物体を取り除かなければならない。 なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係	で、中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機	設于の修正
はお、直らに取り除けない場合は、標識を設置して危険固別を明示し、関係 機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	の、直ちに取り除けない場合は、保護を設置して危険固用を明かし、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	
	月に囲秋及い温音貝へ建裕しなければならない。 14. 作業船舶機械故障時の処理	
日本、日本加加機械の呼吁の処理 日 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じ	日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
は、「F来耐耐機械が改算した場合、女主の確保に必要な指置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直	なければならない。なお、故障により二次災害を招く <mark>おそ</mark> れがある場合は、	
はいればならない。なお、	ではいればならない。なお、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	
	世のに心心の指揮を語し、関係機関に通報及の監督員へ建裕しなければならない。	
L'\ _o	('Φ' V' o	

現行	一 部 改 正	備考
1-1-38 交通安全管理 (P1-47)	1-1-38 交通安全管理 (P1-47)	国土交通省の
16. 通行許可(2)	16. 通行許可(2)	改定による
前項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は	(1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車	
以下の資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場	両制限令第3条における一般的制限値をこえる車両を通行させようとする場	
合は速やかに提示しなければならない。	合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載	
車両制限令第3条における一般的制限値を越える車両について	重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確	
(1) 施工計画書に一般制限値を越える車両等を記載	認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	
(2) 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真(荷姿全景、ナンバ		
一プレート等通行許可証と照合可能な写真)なお、走行途中の写真撮影が困	(2) 受注者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならな	
難な場合は監督員の承諾を得て省略できるものとする。	L\ _o _	
(3) 通行許可証の写し	また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または	
(4) 車両通行記録計(タコグラフ)の写し(夜間走行条件の場合のみ)	<u>検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u>	
なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニ		
ュアル」(平成10年3月(社)日本建設機械化協会)を参考とし、組立解体		
ヤードが別途必要となる場合は設計図書に関して監督員と協議するものとす		
<u>る。</u>		
-1-40 諸法令の遵守 (P1-50)	1-1-40 諸法令の遵守 (P1-50)	国土交通省の
3. 不適当な契約図書の処置		改定による
受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸	受注者は、当該工事の計画、 <mark>契約</mark> 図面、仕様書及び契約そのものが第1項	3, Z, 1 = 0 + 0
	の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速	
に監督員と協議しなければならない。	やかに監督員と協議しなければならない	
	「Wicmage Mind O's IT Tolk's O's V	

現	一 部 改 正	備考
第2章 材 料 (P1-56)		国土交通省の
第2節 工事材料の品質及び確認		改定による
1. 一般事項	1. 一般事項	
受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験	
結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管	結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管	
し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければなら	し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければなら	
ない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ	ない。ただし、設計図書で <mark>品質規格証明書等の</mark> 提出を定められているものに	
提出しなければならない。	ついては、監督員へ提出しなければならない。	
なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされ	なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされ	
ている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JIS	ている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JIS	
マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	
[略]	〔略〕	
4. 見本・品質証明資料(1)	4. 見本・品質証明資料(1)	
受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品	受注者は、設計図書において <u>監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて</u>	
	<u>使用することを</u> 指定された工事材料について、見本または品質を証明する資	
ない。	料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し <u>、確認を受け</u> なければならな	
なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本ま		
たは品質を証明する資料の提出は省略できる。	なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本ま	
	たは品質を証明する資料の提出は省略できる。	
第3章 一般施工 (P1-99) 第2節 適用すべき諸基準	bb o bb > b = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	国土交通省の
第2即 週出りへと間塞年 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。	第2即 週出りへと商奉卒 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。	改定による
	これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違	
	がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しな	
ければならない。	ければならない。	
日本道路協会 道路橋示方書 (Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)・同解説 (平成 24 年 3 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編) (平成 29 年 11 月)	適用すべき諸
日本道路協会 道路橋示方書 (I共通編IV下部構造編) · 同解説 (平成 24 年 3 月)		基準の更新
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(IV下部構造編)</u> <u>(平成 29 年 11 月)</u>	
	(01, 100)	
(P1-100)	(P1-100) 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成 29 年 3 月)	
<u>国土交通省</u> 道路土工構造物技術基準 (平成 <u>27</u> 年 3 月)	<u> </u>	

現	一 部 改 正	備考
3-3-5 縁石工 (P1-105) 1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。 2. すりつけブロック及び乗入れブロック 縁石工のうち、すりつけブロック及び乗入れブロックについては、図面に定められた高さ以下となるように据付けなければならない。また、マウントアップ型及びセミフラット型の場合の歩道等のすり付けについては、図面に定められた勾配及び位置に合うよう十分注意して施工しなければならない。	3-3-5 縁石工 (P1-105) 1. 一般事項 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。2. すりつけブロック及び乗入れブロック 縁石工のうち、すりつけブロック及び乗入れブロックについては、契約図面に定められた高さ以下となるように据付けなければならない。また、マウントアップ型及びセミフラット型の場合の歩道等のすり付けについては、契約図面に定められた勾配及び位置に合うよう十分注意して施工しなければならない。	国土交通省の改定による
編 <u>)</u> ・同解説 <u>20.8</u> PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、 <u>平成 24 年 3</u>	会、 <u>平成 29 年 11 月</u>) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材	国土交通省の 改定による 適用すべき諸 基準の更新
3-3-25 伸縮装置工 (P1-123) 2.バックアップ材 バックアップ材については、ミルシート <u>の提出のみとする。</u>	3-3-25 伸縮装置工 (P1-123) 2. バックアップ材 バックアップ材については、ミルシート <u>のみを工事完成時に納品する。な</u> お、施工途中において監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければ ならない。	国土交通省の 改定による
技術基準(案)」(平成21年4月24日改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、図面及び以下による。 また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に	3-3-34 かごマットエ (P1-132) 1. 一般事項 かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成 21 年 4 月 24 日改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、契約図面及び以下による。また、受注者は納入された製品について底網・蓋網・側網及び仕切網毎に使用した線材の製造工場名、製造年月日を記載した表示標、管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を保管 [略]	国土交通省の改定による

現	一 部 改 正	備考
3-7-3 アスファルト舗装の材料 (P1-162~170)		国土交通省の
5. 粒状路盤材	_(削除)_	改定による
受注者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督員に報告しな		
ければならない。		
6. 試験結果の提出	<u>5</u> . 試験結果の提出	
~ (番号振替)	~ (番号振替)	
<u>30</u> . タックコート用石油アスファルト乳剤	<u>29</u> . タックコート用石油アスファルト乳剤	
L 第4章 土工 (P1-262)	」 第4章 土工 (P1-262)	国土交通省の
4-3-1 一般事項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改定による
5. 購入土	15. 購入土	5. Z. I C. S. S
購入土は、下記によるものとする。	購入土は、下記によるものとする。	
	(1) 衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等	
が少なく芝の育成に適した土で、仕様については設計図書に関して監督員の		
承諾を得るものとする。	理および保管しなければならない。なお、施工途中において監督員から請求	
(2) 山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様について	があった場合は速やかに提示しなければならない。	
は設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。	(2) 盛土材料は、改良や粒度調整の必要のない良質なものとし、設計図	
	書に関する資料を整理・保管し、完成時に納品するものとする。なお、監督	
	<u>員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。</u>	
4-4-1 一般事項 (P1-269~270)	4-4-1 一般事項 (P1-269~270)	国土交通省の
3. 構造物取付け部	3. 構造物取付け部	改定による
	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部	
分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切		
	5/11/1/2/11/5 TV 11/2/5/11/2/5/11/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5	誤字の修正
	なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編	****
8. 9 橋台背面アブローチ部」(日本道路協会、平成 <u>24 年 3 月</u>)及び「道路	7. 9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、 <u>平成 29 年 11 月</u>)及び「道路	週用すべき書 其進の再発
	土工一盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協	卒 年の史初
会、平成22年4月)を参考とする。	会、平成22年4月)を参考とする。	

	現 行 一 部 改 正			備考		
第2節 適用す	でき諸基準 (P1-259)		第2節 適用す	-ペき諸基準 (P1-259)		国土交通省の
受注者は、	設計図書において特に定めのない事項につい	いては、下記の基準	受注者は、	設計図書において特に定めのない事項	については、下記の基準	改定による
類による。			類による。			J.,,C. 5 . 5
	難い場合は、監督員の承諾を得なければなり	こかい かお 其淮		難い場合は、監督員の承諾を得なけれ	げかこかい かお 其進	
	に相違がある場合は、原則として設計図書の			に相違がある場合は、原則として設計		
し、疑義があ	る場合は監督員と協議しなければならない。		し、疑義があ	る場合は監督員と協議しなければなら	ない。	
日本道路協会	道路土工要綱	(平成 24 年 8 月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成 24 年 8 月)	
日本道路協会	^退 路土工安啊 道路土工一軟弱地盤対策工指針	(平成 24 年 8 月) (平成 24 年 8 月)	日本道路協会	·—··	(平成 24 年 8 月) (平成 24 年 8 月)	
	道路土工一款羽地強烈東工指到	(平成 24 平 6 月) (平成 22 年 4 月)		道路土工一款羽地监对泉工指到	(平成 24 平 6 月) (平成 22 年 4 月)	
日本道路協会	道路土エー切土工・斜面安定工指針	(平成 22 平 4 月) (平成 21 年 6 月)	日本道路協会	· -		
	マー 建設発生土利用技術マニュアル	(平成 25 年 12 月)		マー 建設発生土利用技術マニュアル	(平成 25 年 12 月)	
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)	国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)	
建設省	堤防余盛基準について	(昭和 44 年 1 月)	建設省	堤防余盛基準について	(昭和 44 年 1 月)	
土木研究センタ	マー ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニ	ュアル	土木研究センタ	ュー ジオテキスタイルを用いた補強土の設計が	五工マニュアル	
		(平成 25 年 12 月)			(平成 25 年 12 月)	
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル		土木研究センタ	マー 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施口	ロマニュアル		
		(平成 26 年 8 月)			(平成 26 年 8 月)	
土木研究センタ	ィー 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施エマニ	• •	土木研究センタ	マー 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・旅	エマニュアル	
		(平成 26 年 8 月)			(平成 26 年 8 月)	
	マンター 河川土エマニュアル	(平成 21 年 4 月)	国土技術研究も	センター 河川土エマニュアル	(平成 21 年 4 月)	誤字の修正
	<u> アンター 河川土エマニュアル</u>					
国土交通省	道路土工構造物技術基準	(平成 <u>27</u> 年 3 月)	<u>日本道路協会</u>	道路土工構造物技術基準 <u>・同解説</u> 建設汚泥処理土利用技術基準	(平成 <mark>29</mark> 年 3 月)	適用すべき書基
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成 18 年 6 月)	国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	(平成 18 年 6 月)	準の更新
国土交通省	発生土利用基準	(平成 18 年 8 月)	国土交通省	発生土利用基準	(平成 18 年 8 月)	十0人物
農林水産省	土地改良事業計画設計基準(関係各編)		農林水産省	土地改良事業計画設計基準(関係各編)		
	土地改良事業標準設計(関係各編)		農林水産省	土地改良事業標準設計(関係各編)		
	土地改良事業計画指針(関係各編)		農林水産省	土地改良事業計画指針(関係各編)		
	土地改良事業設計指針(関係各編)		農林水産省	土地改良事業設計指針(関係各編)		
林野庁	林道技術基準		林野庁	林道技術基準		
治山治水協会	治山技術基準解説(関係各編)		冶山冶水協会	治山技術基準解説(関係各編)		

考 一部改正 5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277) 第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277) 第1節適 用 第1節適 用 4. アルカリ骨材反応抑制対策 4. アルカリ骨材反応抑制対策 受注者は、コンクリートを使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策につい 誤字の修正 受注者は、コンクリートの使用する際、アルカリ骨材反応抑制対策につい ては、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成28年7月)「第4 │ては、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成29年8月)「第4 | 章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。 | 章コンクリートの耐久性向上」によるものとする。 適用すべき書 基準の更新 5. 品質確保の調査 5. 品質確保の調査 (1)受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定 ┃(1)受注者は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定 を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成28年7月) |を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル (三重県平成29年8月) 「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」による ┃「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」による ものとする。 ものとする。 (2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びか┃(2) 受注者は、非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びか |ぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成28 |ぶり測定を行う際は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成<mark>29</mark> |年7月)「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びか |年8月)「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びか ぶり測定」によるものとする。 ぶり測定」によるものとする。 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 1 滴用規定 1. 適用規定 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準 |類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な 類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な |お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従 |お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従 うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月) (平成25年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日) (平成14年7月31日) 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について 国土交通省 「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (平成14年7月31日) (平成14年7月31日) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月) (公社) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(平成21年9月) (公社) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年9月) 生コンクリートの取り扱いマニュアル 生コンクリートの取り扱いマニュアル (平成28年7月) (平成29年8月) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案) (平成28年7月) (平成28年7月)

現	一部改正	備考
	第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-277~288) 第2節 適用すべき諸基準 2.許容塩化物量 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下 のコンクリートを使用しなければならない。 なお、コンクリート中の塩化物総量規制については、生コンクリートの取り 扱いマニュアル(三重県、平成29年8月)「第4章コンクリートの耐久性向 上」によるものとする	適用すべき書 基準の更新
	第3節 レディーミクストコンクリート (P1-278) 5-3-1 一般事項 2. 品質確保の調査 コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。 なお、コンクリート構造物の品質確保の調査における調査の報告について は、生コンクリートの取り扱いマニュアル (三重県平成29年8月) 「第3章 コンクリート構造物の品質確保の調査について」によるものとする。	適用すべき書 基準の更新
5-3-1 一般事項 (P1-280) 2.品質確保の調査 3) ひび割れ発生状況の調査 (5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアルの 「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること。	5-3-1 一般事項 (P1-280) 2. 品質確保の調査 3) ひび割れ発生状況の調査 (5) 調査結果の評価にあたっては、生コンクリート取り扱いマニュアル (三重県平成29年8月)の「第3章2. ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にすること。	適用すべき書 基準の更新

現 行	一部改正	備考
5-3-1 一般事項 (P1-281)	P - 12 1 2	適用すべき書
2. 品質確保の調査	2. 品質確保の調査	基準の更新
4) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定	4) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定	
(2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成 <u>28</u> 年 <u>7</u>	(2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成 <u>29</u> 年 <u>8</u>	
月)「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に	月) 「第7章微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定」に	
基づき行うものとする。	基づき行うものとする。	
5) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定	5) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定	
(2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル (三重県平成 <u>28</u> 年 <u>7</u>	(2) 測定等は、生コンクリートの取り扱いマニュアル(三重県平成 <u>29</u> 年 <u>8</u>	
月)「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり	月) 「第8章非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり	
測定」に基づき行うものとする <i>。</i>	測定」に基づき行うものとする <i>。</i>	
5-3-2 工場の選定 (P1-282)	5-3-2 工場の選定 (P1-282)	適用すべき書
4. レディーミクストコンクリートの品質検査	4. レディーミクストコンクリートの品質検査	基準の更新
受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を	受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を	
JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) により実施しなければならな	JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) により実施しなければならな	
い。なお、受注者以外に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試	い。なお、受注者以外に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試	
験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、こ	験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、こ	
れに準ずるものとする。	れに準ずるものとする。	
ただし、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS	ただし、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(JIS	
A 5308) のうち強度の試験については、受注者が自らもしくは公的機関又は	A 5308) のうち強度の試験については、受注者が自らもしくは公的機関又は	
一般社団法人三重県建設資材試験センターの試験機関等で行うものとする。	一般社団法人三重県建設資材試験センターの試験機関等で行うものとする。	
現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が	現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が	
休日となる場合等、やむを得ず生産者等に強度の試験を代行させる場合は、	休日となる場合等、やむを得ず生産者等に強度の試験を代行させる場合は、	
監督員の承諾を得るとともに、受注者が臨場するものとする。	監督員の承諾を得るとともに、受注者が臨場するものとする。	
(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理	(1) 日当り打設量が小規模となる場合の品質管理	
JISマーク表示認証工場にて生産する日当たり打設量が小規模(配合別50m	JISマーク表示認証工場にて生産する日当たり打設量が小規模(配合別50	
√日未満)となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理に	m ² /日未満) となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管	
ついては、生コンクリートの取り扱いマニュアル(平成 <u>28</u> 年 <u>7</u> 月)「第6章	理については、生コンクリートの取り扱いマニュアル(<u>三重県</u> 平成 <u>29</u> 年 <u>8</u>	
日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準	月) 「第6章日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリート	
(案)」に基づくものとする。	の品質管理基準(案)」に基づくものとする。	

現 行	一部改正	備考
第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-292)	第5章 無筋、鉄筋コンクリート (P1-292)	国土交通省の
5-6-7 打継目	5-6-7 打継目	改定による
1. 一般事項	1. 一般事項	
打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者	打継目の位置及び構造は、 <mark>契約</mark> 図面の定めによるものとする。ただし、受	
は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物	注者は、やむを得ず <mark>契約</mark> 図面で定められていない場所に打継目を設ける場	
の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施	合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、	
工方法を定め、監督員と協議しなければならない。	方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない	
「フィターナ (D1 200)	F 7 4 48 + 7 (D1 200)	フェカスルの
5-7-4 組立て (P1-298)		国土交通省の
2.配筋・組立		改定による
	受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に	
	動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契	
に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋		
	は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊	
	結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別	
架台等が指定されている場合は、それに従うものとする	な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする	

第2編 河川・水路編

現	一 部 改 正	
表紙	表紙	
第2編 河川・水路 <u>通</u> 編	第2編 河川・水路 編	誤字の修正
第4章 水門	第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によ	国土交通省の改定による
計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある 場合は監督員と協議しなければならない。	設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成 26 年 12 月一部改正)	適用すべき書 基準の更新
(平成 28 年 10 月) 日本道路協会 道路橋示方書 <u>(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)</u> ・同解説 <u>(平成 24 年 3 月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書 <u>(Ⅰ共通編Ⅲコンクリート橋編</u>)・同解説 (平成 24 年 3 月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成 28 年 10 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)	
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年4月)国土交通省 機械工事施工管理基準(案)(平成22年4月)国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説(平成22年4月)日本道路協会 道路橋支承便覧(平成16年4月)	(平成 29 年 11 月)	
	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)	

第2編 河川・水路編

現 行	一 部 改 正	備考
第2編 河川・水路編 (P2-37)	第2編 河川・水路編 (P2-37)	国土交通省の
第5章 堰	第5章 堰	改定による
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	31,21 = 0 : 0
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によ	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によ	
る。	る。	
これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計	これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計	適用すべき書
図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場	図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場	基準の更新
合は監督員と協議しなければならない。	合は監督員と協議しなければならない。	至十 0 0人初
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)	 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)	
(平成 28 年 10 月)	(平成 28 年 10 月)	
国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成 12 年 10 月)	国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成 12 年 10 月)	
国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成 26 年 12 月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月一部改正)	
日本道路協会 道路橋示方書 <u>(I共通編 II 鋼橋編)</u> ・同解説 <u>(平成 24 年 3 月)</u>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(I共通編)</u> <u>(平成 29 年 11 月)</u>	
日本道路協会 道路橋示方書 (Ⅰ共通編 Ⅱコンクリート橋編)・同解説 (平成24年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)</u> <u>(平成 29 年 11 月)</u>	
日本道路協会 道路橋示方書 <u>(I 共通編 II 下部構造線)</u> ・同解説 <u>(平成 24 年 3 月)</u> 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(エコンクリート橋・コンクリート部材編)</u>	
日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 27 年 3 月) (平成 16 年 4 月)	<u> </u>	
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(Ⅳ下部構造編)</u> (平成 29 年 11 月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成 27 年 3 月)	
	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)	
	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	

第4編 砂防・地滑り防止編

現 行	一 部 改 正	備考
第 1 章 砂防堰堤 (P4-1)	第 1 章 砂防堰堤 (P4-1)	国土交通省の
第2節 適用すべき諸基準		改定による
日本道路協会 道路橋示方書 <u>(I共通編I鋼橋編)</u> ・同解説 <u>(平成24年3月)</u>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(I共通編)</u> (平成 29 年 11 月)	30,C1 = 0 · 0
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月)	適用すべき書
		基準の更新
		± 1 0 × 1/1
第 1 章 砂防堰堤(P4-9)		国土交通省の
第8節 コンクリート堰堤工	第8節 コンクリート堰堤工	改定による
1-8-9 残存型枠(砂防工)	1-8-9 残存型枠(砂防工)	
2. 残存型枠(外壁兼用型)工	2. 残存型枠(外壁兼用型)工	
(2) 材料	(2)材料	
	受注者は、残存型枠工(外壁兼用型)に用いる型枠について、表1-1に従って品	
	質規格証明書等を整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなけれ	
<u>けるものとする。</u>	<u>ばならない。</u>	

現 行	一 部 改 正	備	考
		国土交通	11111111111111111111111111111111111111
第6編 道路編 (6-1)	第6編 道路編 (6-1)	改定によ	こる
第1章 道路改良	第1章 道路改良		
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準		
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については	下記の基 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基		
準類による。これにより難い場合は、の承諾を得なければなら 	sい。な 準類による。これにより難い場合は、の承諾を得なければならない。な		
お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図	との相字に な 甘維糖と設計図書に相違がなる場合け 原則として設計図書の相字に		
従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければなら	グミものしし ロギギャフ担人は欧叔皇し切ぎしたはんばかこかい。	適用すべ	
		基準の更	新、
 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27		追加	
<u>国工文通有</u>			
日本道路協会 道路土工要綱 (平成21			
日本道路協会 道路土工―切土工・斜面安定工指針 (平成21			
日本道路協会 道路土工—盛土工指針 (平成22	F4月) 日本道路協会 道路土工—盛土工指針 (平成22年4月)		
日本道路協会 道路土工—擁壁工指針 (平成24			
日本道路協会 道路土エーカルバートエ指針 (平成22			
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11			
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12			
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12			
日本道路協会 海百刈束便見			
日本追路協会 調道路橋切良怪見	「日本道路協会 調道路倫防長便見 (千成20年3月) - 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル		
エボ切光とファーライン・バスティルを用いた開展工の設計ルエマニュンル (平成25年			
・	-/// 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル		
(平成26年	3月) (平成26年8月)		
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル		
(平成26年			
日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2			
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16			
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16	F12月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針(案)とその解説―		
	<u>日本みら研究所 補訂版追路のデザイン―追路デザイン指針(条)とその辨説―</u> (平成 29 年 11 月)		
			ļ

現 行	一 部 改 正	備考
第7節 擁壁工 (6-4)	第7節 擁壁工 (6-4)	適用すべき諸基
1-7-1 一般事項	1-7-1 一般事項	準の更新
2. 適用規定	2. 適用規定	
受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工-擁壁工指針 5-1	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、 <u>「道路土工構造物技術基準・同解</u>	
1・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造	<u>説」(日本道路協会、平成 29 年 3 月)、</u> 「道路土工一擁壁工指針 5 - 1	
物標準設計 第2巻解説書4.3施工上の注意事項」(全日本建設技術協	1・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造	
会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を	物標準設計 第2巻解説書4.3施工上の注意事項」(全日本建設技術協	
得なければならない。	会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を	
	得なければならない。	
		国土交通省の
第12節 遮音壁工 (6-15)		改定による
1-12-2 材料	1-12-2 材料	
3.背面板(受音板)の材料	1 - 1 - 1	JIS G 3302の
	背面板 (受音板) の材料は、JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) に	改定による鋼材
規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または これと同等以上の品質を有する	規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SGH、SGC または、これと同等以上の品質を有す	規格名称の変更
ものとする。	るものとする。	
	Į.	

現	行		一 部	改正		備	考
						国土交证	通省の
第2章 舗装(6-17)		第2章 舗装	(6–17)			改定に。	よる
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用	用すべき諸基準				
受注者は、設計図書において特に定めの	つない事項については 下記の基	受注者は	、設計図書において特に気	きめのない事項につい	ハては 下記の基		
準類による。これにより難い場合は、監 を			。これにより難い場合は、	• • •			
い。なお、基準類と設計図書に相違がある			基準類と設計図書に相違が				
規定に従うものとし、疑義がある場合は監	監督員と協議しなけれはならな	規定に従っ	ものとし、疑義がある場合	合は監督員と協議し7	よければならな		
l'°		い。				適用すべ	きまま
						準の追加	
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解診	(平成28年3月)	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様	書解説 (平成28年3月)	十八足小	1、文制
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工要綱	(1	平成21年6月)		
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)		
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)	- 1	舗装再生便覧	•	平成22年11月)		
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)		舗装調査・試験法便覧	•	平成19年6月)		
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)		道路照明施設設置基準・同解説	•	平成19年10月)		
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)		視線誘導標設置基準・同解説	•	昭和59年10月)		
日本道路協会 道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月) (平成16年3月)	日本追路協会 国土交通省	道路反射鏡設置指針	•	昭和55年12月) 平成16年3月)		
国土交通省 防護柵の設置基準の改定について 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成10年3月) (平成20年1月)		防護柵の設置基準の改定につい 防護柵の設置基準・同解説	- '	平成10年3月) 平成 <mark>28年12</mark> 月)		
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(平成 <u>20</u> 年 <u>「</u> 月) (昭和62年1月)		が設備の設置基準・同解説 道路標識設置基準・同解説		一风 <u>20</u> 年 <u>12</u> 月) 昭和62年1月)		
日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・			は 祖覚障害者誘導用ブロック設置		昭和60年9月)		
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)		道路橋床版防水便覧		平成19年3月)		
建設省 道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)	建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)		
日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度	き版) (平成8年10月)	日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成	8年度版) (平成8年10月)		
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)		
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解語			舗装の構造に関する技術基準・		平成13年9月)		
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年2月)		舗装設計施工指針	•	平成18年2月)		
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年2月)		舗装設計便覧	•	平成18年2月)		
土木学会舗装標準示方書	(平成 27 年 10 月)	土木学会	舗装標準示方書		平成 27 年 10 月)		
		日本から研究	<u> 「補訂版道路のデザイン―道路</u>		<u>の解説―</u> (平成 29 年 11 月)		
		日本みた研究	新書観に配慮した道路附属物等		(平成 29 年 11 月) (平成 29 年 11 月)		
		日本のの別九月	川 泉帆に印刷した垣町削属物寺	<u> </u>	<u>(1%40 + 11 / 1/ </u>		
		1				I	

現行		一 部 改 正	備	考
)、「道路土工要綱 規定及び第1編 3-	第8節 防護柵工 (6-22) 2-8-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4ー 1.施工の規定」(日本道路協会、平成 28年 12 月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成 21年6月)の規定及び第1編 3-3-8 路側防護柵工、3-3-7 防止柵工の規定による。これにより難い 場合は、監督員の承諾を得なければならない。	国土交流 改定に 。 適用すべ 基準の 更	よる
第3章 橋梁下部 (6-35) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項につい による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得ない お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければ 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (「共通編 II 鋼橋編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (「共通編 IV下部構造編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編) 日本道路協会 道路橋亦方書・同解説 (V耐震設計編) 日本道路協会 道路橋下大書・同解説 (V耐震設計編) 日本道路協会 道路橋下便覧 日本道路協会 道路橋補修便覧 日本道路協会 道路橋補修便覧 日本道路協会 道路土工便覧 日本道路協会 道路土工要綱 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 日本道路協会 道路土工一放表 日本道路協会 道路土工一板設構造物工指針	ければならない。な 「設計図書の規定に従	第3章橋梁下部 (6-35) 第2節適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編) (平成29年11月)(平成29年11月)日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV下部構造編) (平成29年11月)日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V T で成29年11月)日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V T で成29年11月)日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (昭和64年2月)日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (昭和54年2月)日本道路協会 鋼道路橋神修便覧 (昭和54年2月)日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成19年1月)日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成19年1月)日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)日本道路協会 道路土工要網 (平成24年7月)日本道路協会 道路土工一排壁工指針 (平成24年7月)日本道路協会 道路土工一排壁工指針 (平成24年7月)日本道路協会 道路土工一方以代一下工指針 (平成24年7月)日本道路協会 道路土工一加が一下工指針 (平成24年7月)日本道路協会 道路土工一個設構造物工指針 (平成21年6月)日本通路協会 道路土工一個設構造物工指針 (平成21年3月)日本办ち研究所 補訂版道路のデザイン一道路デザイン指針 (案)とその解説—(平成29年11月)日本办ち研究所 積割に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)	国改 適基更 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	よる

現 行	一 部 改 正	備考	
		国土交通省	9
第8節 鋼製橋脚工 (6-41)	第8節 鋼製橋脚工 (6-41)	改定による	
3-8-10 橋脚架設工	3-8-10 橋脚架設工		
1. 適用規定	1. 適用規定		
受注者は、橋脚架設工の施工については、第1編3-14-3架設工(クレーン	受注者は、橋脚架設工の施工については、第1編 3-14-3 架設工(クレーン	適用すべき詞	Ě
架設)、「道路橋示方書·同解説(<u>II 鋼橋編)18</u> 章施工」(日本道路協会、	架設)、「道路橋示方書・同解説(<u>Ⅱ 鋼橋・鋼部材編</u>) <u>第 20</u> 章施工」(日本	基準の更新	
平成 24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書	道路協会、平成 <u>29</u> 年 <u>11</u> 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合		
に関して監督員の承諾を得なければならない。	は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		
		国土交通省	の
3-8-11 現場継手工 (6-41)	3-8-11 現場継手工 (6-41)	改定による	
2. 適用規定(2)	2. 適用規定(2)		
受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(<u>II鋼橋</u>	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書(<u>II鋼橋・鋼部材</u>		
編) 18 章施工」(日本道路協会、平成 24 年 3 月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ	<u>編</u>)・同解説 <u>第 20</u> 章施工」(日本道路協会、平成 <u>29</u> 年 <u>11</u> 月)、「鋼道路橋	適用すべき詞	É
架設編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以	施工便覧Ⅳ架設編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定によ	基準の更新	
外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	る。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければな		
	らない。		

現 行	一部改正	備考
		国土交通省の
第4章 鋼橋上部 (6-45)	第4章 鋼橋上部 (6-45)	改定による
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、7	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下	
記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得ない		
ればならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則		
として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と		
協議しなければならない。	協議しなければならない。	適用すべき諸
		基準の追加、
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(I共通編 II鋼橋編)</u> (平成24年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(I共通編)</u> <u>(平成 29 年 11 月)</u>	更新
日本道路協会 道路橋示方書·同解説 (V耐震設計編) <u>(平成24年3月)</u>	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 <u>(エ鋼橋・鋼部材編)</u> <u>(平成 29 年 11 月)</u>	
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	日本道路協会 道路橋示方書·同解説 (V耐震設計編) <u>(平成29年11月)</u>	
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	
日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
日本道路協会 道路照明施設設置基準·同解説 (平成19年10月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成 <mark>28</mark> 年 <mark>12</mark> 月)	
日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	
日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)	
日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)	
	日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	
	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針(案)とその解説―	
	(平成 29 年 11 月)	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	

現 行			一部改正		備	考
					国土交通	重省の
第5章 コンクリート橋上部 (6-53)		第5章 コンク	リート橋上部 (6-53)		改定によ	
第2節 適用すべき諸基準		第2節 適用			31,72.	
受注者は、設計図書において特に定めのない事項について	け 下司の甘淮粨			西についてけ 下司の甘淮 粨		ŀ
による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なけれ		_	[より難い場合は、監督員の承諾			
お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設	計図書の規定に従	お、基準類と認	計図書に相違がある場合は、原	則として設計図書の規定に従		
うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければな	らない。	うものとし、疑	義がある場合は監督員と協議し	なければならない。		ŀ
						ŀ
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋	編)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 <u>(I共通編)</u>	(平成 29 年 11 月)	適用すべ	き諸
	(平成 24 年 3 月)		道路橋示方書・同解説 (皿コンクリー		基準の追	加、
	(平成 24 年 3 月)			 (平成 29 年 11 月)	更新	
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成 16 年 4 月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(平成 29 年 11 月)		
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(平成3年4月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成 16 年 4 月)		
	(平成6年2月)	土木学会	プレストレストコンクリート工法設計	施工指針(平成3年4月)		
日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧	(平成 10 年 1 月)		コンクリート道路橋設計便覧	(平成6年2月)		
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	(平成 <u>20</u> 年 <u>1</u> 月)	日本道路協会	コンクリート道路橋施工便覧	(平成 10 年 1 月)		
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成 <mark>28</mark> 年 <u>12</u> 月)		
建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレスト			道路照明施設設置基準・同解説	(平成 19 年 10 月)		
道路橋設計・施工指針(案)	(平成7年12月)		宮所 プレキャストブロック工法による			
国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針	(平成9年7月)	道路橋設計・抗		(平成7年12月)		
			研究センター プレビーム合成げた橋設			ŀ
		日本みち研究	所 補訂版道路のデザイン―道路デザイ:			ŀ
						ŀ
		日本みち研究	<u>所 景観に配慮した道路附属物等ガイド</u>	ライン (平成 29 年 11 月)		ŀ

現	一部改正	備考
		国土交通省の
第6章 トンネル(NATM) (6-66~67)	第6章 トンネル(NATM) (6-66~67)	改定による
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	3x2108
	1 ., .,	
	による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	
お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従	お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従	
うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
		適用すべき諸
建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)	建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)	基準の追加
日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成 15 年 11 月)	日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (平成 15 年 11 月)	を 年 の 但 加
日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成 13 年 10 月)	日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成 13 年 10 月)	
土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成 28 年 8 月)	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月)	
土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月)	土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成 28 年 8 月)	
土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	
日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成 21 年 2 月)	日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)	
建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	
(昭和43年12月)	(昭和 43 年 12 月)	
建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和 56 年 4 月)	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)	
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)	
日本道路協会 道路土エーカルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	日本道路協会 道路土エーカルバート工指針 (平成 22 年 3 月)	
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月) 建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針	日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月) 建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針	
建設方側火告防止協会 9 い道寺建設工事における授気技術指針 (建設力側火告初止協会 9 い追寺建設工事における換え技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成 24 年 3 月)	
日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)	日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)	
「早生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	「日本追母協会 追母ドライル女主加工技術指針	
(平成23年3月)	(平成23年3月)	
	林野庁 林道技術基準 (平成 23 年 4 月)	
1777	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針(案)とその解説―	
	(平成 29 年 11 月)	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	

現行	一部改正	備	考
第8章 鋼製シェッド (6-83) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従	第8章 鋼製シェッド (6-83) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	国土交通 改定によ	省の : る き基

TB 4-	±π ¬	/# **
現 行	一 部 改 正	備 考
第9章 地下横断歩道 (6-88) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)日本道路協会 道路土エーカルバート工指針 (平成22年3月)	第9章 地下横断歩道 (6-88) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従	国土交通省の改定によるのではある。 適用すべき諸基準の追加
による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	第10章 地下駐車場 (6-91) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	国土交通省の 改定による 適用すべき諸 基準の追加

現	一部改正	備	考
第11章 共同溝 (6-94) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールドエ法編・同解説 (平成28年8月)	第 11 章 共同溝 (6-94) 第 2 節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	国土交通 ² 改定によ ² 適用すべき 基準の追加	省の る き諸
第12章 電線共同溝 (6-98) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	第12章 電線共同溝 (6-98) 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類 による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	国土交通 つつ おっぱい おりま でんしょう おりま でんしん ひんしん はいま かんしん はい	る き諸

現		一部改正	備考
20 11			国土交通省の
第 13 章 情報ボックスエ (6-101)			改定による
第2節適用すべき諸基準		第2節 適用すべき諸基準	DE ICO O
	け てむの甘淮粨	第2前	
			適用すべき諸
による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なけれ		による。これにより無い物口は、血自負の不能と呼ばれればならない。な	基準の追加
		お、基準類と設計図書に相違かめる場合は、原則として設計図書の規定に使	
うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければな	らない。	うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
道路保全技術センター 電線共同溝	(平成7年11月)	道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	
追路休主技術センダー 电線共向海 	(平成/平口月)	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針(案)とその解説―	
		(平成 29 年 11 月)	ļ
		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
			国土交通省の
第 14 章 道路維持 (6-102)			改定による
第14章 追呼権所 (0-102) 第2節 適用すべき諸基準		第 2 節 適用すべき諸基準	以たによる
	け エヨの甘油塩		
		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これは、は、特別の表情を表現の表情を提供しています。	園用すべき諸
による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なけれ		こよる。 こ10により無い物口は、 血目貝の外的で付なければなりない。 な	基準の削除
		ね、基準類と設計凶音に相違かめる場合は、原則として設計凶音の規定に使	
うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければな	らない。	うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
	(PRITE FO #= P.)		園用すべき諸
日本道路協会 道路維持修繕要綱 日本道路協会 舗装再生便覧	(昭和 53 年 7 月) (平成 22 年 11 月)	1 日本退份协会 退份推行修缮安卿 (昭和 33 年 / 月)	基準の追加
ロータ	(平成 22 平 11 月) (平成 19 年 6 月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)	
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年2月)	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編)	(平成 27 年 6 月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (本体工編) (平成27年6月)	
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成 28 年 3 月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)	
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)	
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成 13 年 9 月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装設計便覧	(平成 18 年 2 月) (平成 18 年 2 月)	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)	
日本追呼励会		日本みち研究所 補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針(案)とその解説―	
NE NOTE THE PROPERTY OF THE PR	(1,70,10,10,717		
		日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	

現 行	一部改正	備考
30 13	Mi. Av. TE	国土交通省の
第 15 章 雪寒 (6-129)	第 15 章 雪寒 (6-129)	改定による
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	221200
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準数		
による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	適用すべき諸
お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に行		基準の追加
お、本年規と設計図音に相達がめる場合は、原則として設計図音の規定にか うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	: は、	
プロのとし、	プものとし、無我がめる物口は血自貝と「励哦しなければなりない。	
 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成 16 年 12 月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成 16 年 12 月)	
日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月)	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月)	
日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)	
日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月)	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成 13 年 9 月)	
日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針(案)とその解説―	
	<u>(平成 29 年 11 月)</u>	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	
		国土交通省の
第 16 章 道路修繕 (6-134)	第 16 章 道路修繕 (6-134)	改定による
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準数	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類	
による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。な	適用すべき諸
	お、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従	基準の追加
うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	
日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成 26 年 3 月)	
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成 19 年 6 月)	
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 11 月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和 54 年 2 月)	
日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)	
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成 18 年 2 月)	
日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)	
	日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説— (平成 29 年 11 月)	
	日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成 29 年 11 月)	

三重県公共工事共通仕様書 第11編 水道・工業用水道編 新旧対照表

	<u>行</u>	一部改正	備考
1-2 適用すべき諸基準		1-1-2 適用すべき諸基準	主要技術基準
受注者は、設計図書において特に定めの	Dない事項については、以下の基準	■ 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準	の改定による
こよらなければならない。なお、基準数	領と設計図書に相違がある場合は、		
		確原則として、設計図書の規定に従うものとし、 疑義がある場合は監督員に確	
を求めなければならない。		認を求めなければならない。	
公社)日本水道協会 水道施設設計	十指針 (2012)	(公社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012)	
公社)日本水道協会 水道維持管理		(公社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016)	
	要工法指針・解説 (2009)	(公社)日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説 (2009)	
(一社)日本工業用水協会 工業用水道		(一社)日本工業用水協会 工業用水道施設設計指針・解説 (2018)	
(一社)日本工業用水協会 工業用水道		(一社)日本工業用水協会 工業用水道維持管理指針 (2015)	
(化/ 日本工采用水圆女 工采用水道)		() 日本工業用水圖五 工業用水道權用 自至用對 (2010)	
		7 0 C 364+3763	
/=()		/ 一 / 一	語句の修正
2-0 坐装記歟		7-2-6 塗装記録	語句の修正 (戸総→塗装)
様 式1	整理番号		
様式1	V acada da la ca	様式 1 整理番号	
様式 1 <u>塗 装 管 </u> 野	理 記 録	様式1 <u>整理番号</u> <u>塗 装 管 理 記 録</u>	
様式 1 <u>塗 装 管 野</u> 構 造 物 名	理 記 録	様式1 整理番号 塗装管理記録 構造物名 所在地	
様式1 <u>塗 装 管 野 構 造 物 名</u> <u>戸 総 面 積</u> ㎡	理 記 財 年 月	様式1 整理番号 塗 装 管 理 記 録 構 造 物 名 所 在 地 塗 装 面 積 ㎡ 塗 装 年 月	
様式1 <u>塗 装 管 野</u> 構 造 物 名 <u>戸 総 面 積</u> ㎡ 塗装前の状態	理 記 録	様式1 <u>整理番号</u> <u>塗 装 管 理 記 録</u> 構 造 物 名 <u>斎 装 面 積</u>	
様式1 <u>塗 装 管 野</u> 構 造 物 名 <u>戸 総 面 積</u> ㎡ 塗装前の状態 塗装業者名	理 記 財 年 月	様式1 <u>整理番号</u> <u>塗 装 管 理 記 録</u> 構 造 物 名 <u>産 装</u> 面 積	
様式1 <u>塗 装 管 ま</u> 構 造 物 名 <u>戸 総</u> 面 積 m ² 塗装前の状態 塗装業者名 塗装メーカー名	理 記 財 年 月	様式1 <u>整理番号</u> <u>塗 装 管 理 記 録</u> 構 造 物 名 所 在 地 <u>塗 装</u> 面 積	
様式1 <u>塗 装 管 ま</u> 構 造 物 名 <u>戸 総</u> 面 積 m ² 塗装前の状態 塗装業者名 塗装メーカー名	理 記 財 在 塗 接 月 完了後膜厚 μ	様式1 <u>整理番号</u> <u>塗 装 管 理 記 録</u> 構 造 物 名 所 在 地 <u>塗 装</u> 面 積	
様式1 <u>塗 装 管 ま</u> 構 造 物 名 <u>戸 総 面 積</u> <u>歯 数</u> 産 装前の状態 塗 装 業 者 名 塗 装メーカー名	理 記 財 年 月	様式1 <u>整理番号</u> <u>塗 装 管 理 記 録</u> 構 造 物 名 所 在 地 <u>塗 装</u> 面 積	

 第 2 層

 第 3 層

 第 4 層

 第 5 層

 第 6 層

※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

第 4 層

第 6 層

第 1 層

第 5 層 "

第 4 層

第 5 層 第 6 層

第 1 層

第 2 層

第 3 層第 4 層

第 5 層

第 6 層

※ 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

"

三重県公共工事共通仕様書(平成30年7月一部改正) 新旧対照表 【分冊2】

現行	一 部 改 正	改正理由
建設工事施工管理基準(案)	建設工事施工管理基準(案)	建設工事施工管 理基準(案) 〔国土交通省〕
この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」 に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	この建設工事施工管理基準は、三重県公共工事共通仕様書第1編 1-1-28「施工管理」 に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	改定による
[1~6 略]	[1~6 略]	
7. その他	7. その他	
(1) 工事写真	(1) 工事写真	
受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。	
(2) 3次元データによる出来形管理	(2) 3次元データによる出来形管理	
土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSで用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定によるものとする。なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空	
(3) 適用除外 工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様 書に示すものとする。	間上に再現するために必要なデータである。 (3) 適用除外 工事内容等により、本規格を適用することが不適当な場合は、特記仕様	

三重県公共工事共通仕様書(平成30年7月一部改正)新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準

単位面																									
<u> </u>		_				_		現機値	行	1	T			_	_										
編	章 節	i &	枝番	工 種	測定項目	中	マの測定値 規模 小月 人上 以	ti(X) 10	O個の規定値 平均(X ₁₀) ¹ 規模 小規 以上 以	測定基準	測定箇所	摘要	編	(E 1	節第	条 枝番	工 種	測定項目	個々の測定値 中規模 小規 以上 以	規模	10個の規定(平均(X ₁₀) 中規模 小規 以上 以	測定基準	測定箇所	摘要	改正理由
1 共通編	3 7 分般施工 装工	ì		アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±	-45 -50	:50	 -15 -1 	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道野 中心線及び端部で簡定。 摩さは各車線200m毎に1ヶ所を棚り起こして 瀬定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が確か工事をいい、舗装施 工面積約2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が製工連続する場合で、舗 装施工面積約2,000㎡未満とする。		1 共通編		7 份級舗装工	7 1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ± -45 -50	50	- -15 -		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能た工事をいい、舗装施 工面積約2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積約2,000㎡未満とする。		建設工事施工管理基準(案) (国土交通省)改定による
共通編	3 7 般施工 工	ì		アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚さ幅	3	25 -50	30	-8 -1 	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなたな いともは、1個の利定値の平均値(X10) について満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		1 共通編	3 投 抗		7 2	アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤	厚 さ 幅	-25 -3 -50	30	-8 -	0 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 各事業200m毎に1ヶ所を棚り起こして測定 ただし、幅は設計図書の測点によらす延長 30m以下の開展で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければからな いともは、10個の測度値の平均値(X10) について満足しなければからない。ただ し、厚さのデータ板が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		И
共通	3 7 般施 無 装工	ì		アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定 心理工))	厚さ幅	3	25 -50	30	-8 -1 	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 撤り起こして測定。	コアー採取について 接面舗装等でコアー採取により床筋等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。		1 共通編		紬	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰) 処理工))	厚 さ 幅	-25 -3 -50	30	-8 -	0 編は、延長80m毎に1ヶ所の刺とし、原文は 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 棚の起こして需要。た定し、編は設計返費・ 組立によらず延長80m以下の開展で創定・ スーとができる。	2 コアー採取について 注 橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える死れのある場合は、他の方法 によることが出来る。		п
共通編	3 7 般施工 装工	ì		アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定処理工)	厚さ幅	-	-50	20	-5 -1 		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		1 共通編			7 4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理:	厚 さ 幅	-15 -2 -50	20	-5 -		維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。 <u>些</u>		п
共通編	3 7 般施工 工	ì	5	アスファルト舗装工 基曜工)	厚さ幅	-	-9 - -25	12	-3 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 1,000㎡に1個の割りでコアーを採取して測定。			1 共通編	包 1	7一般舗装工	7 5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ幅	-9 -1 -25	12	-3 -		· 送		п
共通編	3 7 般 総 無 法工	ì	6	アスファルト舗装工 表層工)	厚 さ 幅 平坦性	-	-7 -25 -25	3m プロ (σ) 直i	-2 -: 	概は、延長80m毎に1ヶ汚の割とし、厚さは 1,000㎡に1額の割りでコアーを採取して測 定。	工事投稿の考え方 中規模以上の工事は、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、請款施 工面積約2,000所以上上する。 中規模以下の工事は、管理結果を施工 管理に反映で必規模の工事とい、同 支施工面積が2,000㎡未満上する。 策施工面積が2,000㎡未満上する。 厚さは、機々の測定値が回り傾以上		1 共通編	包 自	7一般舗装工	7 6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ 幅 平坦性	-7 -25 -25	(-2 - 3m プロフィルメー σ)2.4mm以下 直読式(足付き σ)1.75mm以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 1,000㎡に1個の割でコアーを採取して割 2,000㎡に1個の割で出アーを採取して割 5,200円にも出設計図書の割点によらず 長800円よ下の間隔で測定することができる。	小規模以下の工事とは、管理結果を施工 董管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上		п
1 共通編	3 7 般施工 X 工	ì	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	-	_		 -15 -1 	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道野中心線及び端部で測定。 東さは各車線200m毎に1ヶ所を棚り起こして 測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	の割合で規格値を満足しなければならないともは、10個の割金値の平均値(Xio) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		1 共通 排	3 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	7一般舗装工	8 1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	-45 -4	50 15 50		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道第 5 単心線及び端部で測定。 単に1各単線200m毎に1ヶ所を振り起こし 測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただ、風は設計役乗の遡点に1とす。 30m以下の開議で測定することができる。	の割合で規格値を満足しなければからな いともは、10個の割金値の平均値(X10) について満足しなければからない。ただ こし、単之のデーク板が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		И
	3 7 般 施工 法工	ì	2	半たわみ性舗装工 上層路盤工(粒度調整路盤工))	厚る幅	_	25 -	30 50	-8 -1 	横は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして側定。	コアー採取について 極面肺接等でコアー採取により床阪等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		1 共通編			8 2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤	厚 き 幅	-25 -5 -50 -5	50	-8 -	0 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定 ただ、幅は設計位置か適点によっず延長 80m以下の削縄で測定することができる。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		п
1 共通編	3 7 般 施工 法工	ì		半たわみ性舗装工 (上層路整工(セメント(石灰)安定 心理工))	厚る幅	_	25 -	30 50	-8 -1 	横は、延長80m毎に1ヶ所の刺とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは打り起こして測定。	略することが出来る。		1 共通編			8 3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰) 処理工))	厚 さ 幅		50	-8 -	0 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくはも り起こして測定。ただし、値は設計改事の 点による事経長80m以下の開議で測定すン 上ができる。	略することが出来る。 讃		п
共	3 7 般施工	ì		半たわみ性舗装工 加熱アスファルト安定処理工)	厚さ幅	_	50 -	20	-5 -6 	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定			1 共通編			8 4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理	厚 き 幅		50	-5 -	7 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定 ただし、幅は設計図書の測点によらす延長 80m以下の削減で測定することができる。			л

三重県公共工事共通仕様書(平成30年7月一部改正)新旧対照表【分冊2】

出来形管理基準

														単位:mi											単位:mm	
			T T			現機格		Ī					<u> </u>		_	1	T				- 部 3 格値	Œ	T		ı	
編	章	条	枝番 工 種	測定項目	個々の測定 中規模 以上	定値(X)	10個の規 平均(: 中規模	X ₁₀)	測定基準		測定箇所	摘要	編	章 質	5 条	枝番	工種	測定項目	個々の測算 中規模 以上	定値(X)	10個6平5)規定値の 肉(X ₁₀) ・小規模 以下	測定基準	測定箇所	摘要	改正理由
1 共通編	3 7 般施工	ŧ	5 半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ幅		-12 -25	-3		は、延長80m毎に1ヶ所の割 00㎡に1個の割でコアーを持		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数目連続する場合で、舗 装施工面積が2,000 ㎡未満とする。			3 7 分般 総 総	B	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ幅	-9 -25		_	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の刺でコアーを採取して測定。 ただし、幅に2世科で書の測点によらす延長 80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が見かつ前能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		建設工事施工管理基準(案) (国土交通省)改定による
1 共通編	3 7 般 総	ŧ	6 半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ 幅 平坦性	-7 -25	-9 -25	-2 - 3m プロフィル; (σ)2.4m以 直読式(足・ (σ)1.75m	メーター 以下 付き)	は、延長80m毎に1ヶ所の割 00mf毎に1個の割でコアーを 。	とし、厚さは、 採取して測	東立は、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で現格値を満足しなければならな いととして、10個の測定値の平均値(Xto) について満足しなければならない。ただ に、単なのデーを終い10個末期の場合は 測定値の平均値は適用しない。		1 共通編	3 7 般施工 3 工	B	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ 幅	-7 -25	-9 -25	(σ)2.4 直読式	ールメーター	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1億の刺でコアーを採取して削乏 ただ、 総は対抗要の適成に15十三年 50m以下の削値で謝守することができる。	享さは、個々の創定能が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならな いととは、10個の別定値の平均値(Xto) について満足しなければならない。ただ 、単位の平均値はならればならない。ただ 、単位の平均値は適用しない。		η
1 共通編	3 7 份 船	ŧ	1 排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 -45 -50	±50 -45 -50	- -15 -	- 厚	準高は延長40m毎に1ヶ所の 心線及び端部で測定。 むは各車線200m毎に1ヶ所を 定。 は、延長80m毎に1ヶ所の割	:掘り起こして	コアー採取について 極面離延等でコアー採取により床版等に 損傷を与える死れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		共通	3 7 分	B	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚さ 幅	±40 -45 -50	±50 -45 -50	- -15 -		両た。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の開闢で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床肢等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		И
1 共通編	3 7 份		2 排水性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	幅		-30 -50	-8	各	は、延長80m毎に1ヶ所の割 車線200m毎に1ヶ所を擱り起		略することが出来る。			3 7 分般 総施工 翌 工		2	排水性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))	幅	-25 -50	-30 -50		-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各事線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は2世1份書の週点により年近長 80m以下の間隔で測定することができる。	略することが出来る。		И
1 共通編	3 7 分	9 元 元 相 版	3 排水性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工))	厚さ幅	-25 -50	-30 -50	-8	10	は、延長80m毎に1ヶ所の割 00㎡に1個の割でコアーを採 足こして測定。				1 共通編	3 7 分數 影施 部	B	3	排水性舗装工 (上層路整工(セメンド石灰)安定処 理工))	幅	-25 -50	-30 -50	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは棚 り起こして割定。 <u>ただし、幅は設計図書の割</u> 放によらず延長80m以下の開展で割定する ニンができる。			И
1 共通編	3 7 份 船		4 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ幅		-20 -50	-5 -	10	は、延長80m毎に1ヶ所の割 00㎡に1個の割でコアーを採 足こして測定。	とし、厚さは、 家販もしくは掘	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工籍の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。			3 7 分		4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-15 -50	-20 -50	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは棚 り起こして測定。ただし、幅は設計図書の側 点によらず延長80m以下の間隔で測定する ことができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		п
1 共通編	3 7 份 船	ŧ	5 排水性舗装工 (基層工)	厚さ幅	-9 -25	-12 -25	-3	10	は、延長80m毎に1ヶ所の割 00㎡に1個の割でコアーを採 足こして測定。		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならな いととは、10個の測定値の平均値(X10 について満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		1 共通編	3 7 分	9	5	排水性舗装工 (基層工)	幅	-9 -25	-12 -25	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは棚 り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図書の側</u> 点によらず延長80m以下の間隔で測定する ことができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなられ いともは、10個の制定値の平均値(X10 について満足しなければならない。ただ し、厚なのデータ数が10個末満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		п
1 共通編	3 7 般施工 工		6 排水性鱗装工 (表層工)	厚さ 幅 平坦性	-7 -25	-9 -25	-2 - 3m プロフィル, (σ)2.4mil 直読式(足・ (σ)1.75mm	メーター りi 以下 付き)	は、延長80m毎に1ヶ所の割 00㎡に1個の割でコアーを採 足こして測定。		損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省			3 7 般 総	B	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ 幅 平坦性	-7 -25	-9 -25	(σ)2.4 直読式	-3 - ルメーター m以下 足付き) imn以下	277 045.	橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		н
1 共通編	3 7 般施工 工		1 透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽ t<15cm t≥15cm Ki ≥ 15cm	-100	0	-10 -11 -1	5 厚で 概※	準高は片側延長40m毎に1ヶ さは、片側延長200m毎に1ヶ 削定。 は、片側延長80m毎に1ヶ所 歩道舗装に適用する。	所掘り起こし	略することが出来る。		共通	3 7 般 総 解 報 工 工		1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽ 厚さ t<15cd t≥15cd 幅	±5 n -30 n -48 -10	15 00		- -10 -15 -	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 定。 呼さは、片側延長200m毎に1ヶ所欄が起こして測定。 が構造、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、軽は砂井優乗の測点によらす延長 80m以上の側距で側座することができる。 ※歩道舗装に適用する。	略することが出来る。		п
1 共通編	3 7 份 般 施 工	10 2 10	多 透水性舗装工 (表層工)	厚さ幅	-9 -25		-3 -	幅厚取	は、片側延長80m毎に1ヶ所 さは、片側延長200m毎に1ヶ して測定。 歩道舗装に適用する。	の割で測定。 所コアーを採				3 7 般施工 3	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ幅	-9 -2!			-3 -	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所の予で一を採 覧して測定。 <u>ただし、幅は約計図書の測点によら寸延長</u> 80m以下の開爆で測定することができる。 接歩連舗装に適用する。			И

出来形管理基準

									単位.mm 一 都 改 正													
\vdash	- 1	_				現 行						1				1	一 部 改 規格値	IE				
編	章 節	条	枝番 工 種	測定項目	個々の測定値(X 中規模 小規模 以上 以下	10個の規定値(平均(X ₁₀)	測定基準	測定箇所	摘要	編:	章 節	条	枝番	工種	測定項目	個々の測定 中規模 以上	40000	小規模	測定基準	測定箇所	摘要	改正理由
1 共通編	3 7 般施工 上		1 グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ稲	-15 -20 -50 -50	-5 -7 	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以入り工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積約2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をい、同 一工種が施工が数日建続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。			3 7 一般 般施工 数 工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ幅		-20 -5 -50 -		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は2時円後書の測点によらす延長 80m以下の開席で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以入り工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積約2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工額の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		建設工事施工管理基準(案) (国土交通省)改定による
1 共通編	3 7 般施工 上	11	2 グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ幅	-9 -12 -25 -25		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取して割定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合も、個々の測定値が見たがあたらないともに、1回像の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			3 7 般 編 装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ幅	-9 -25	-12 -3 -25 -	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアーを採取して割定。 ただし、幅は急性円費の割選によらす延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければからな いともは、1回側の測定値の平均値(X10) について満足しなければからない、ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		п
1 共通編	3 7 一般施工 工	11	3 グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ 幅 平坦性	-7 -9 -25 -25	-2 -3 3m プロフィルメータ・ (σ)2.4m以下 直読式(足付き) (σ)1.75m以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 100m番に1輪の割でコアーを採取して割 定。	コアー採取について 極面離接等でコアー採取により床板等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出いては、平坦性の項目を省			3 7 般施 工 数舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ 幅 平坦性		-9 -2 -25 - 3m プロフィル (σ)2.4mm 直読式以 (σ)1.75m	以下 2付き)	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1億の刺でコアーを採取して割定。 ただ、縄は2世紀要の選成に15寸延延 80m以下の開催で謝守することができる。	コアー経歌について 場面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出いては、平退性の項目を省		п
1 共通編	3 7 一般施工 工	12	コングリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ±50 -45 -50	- -15 -	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。 厚さは在事線200m毎に1ヶ所を掘り起こして 測定。 軽は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	略することが出来る。			3 7 一般 般施工 光 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 -45 -50	-	- 15 -	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。 収さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして 測定。 延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、転は設計図書の割とに1ヶ下延長 80m以下の開展で測定することができる。	略することが出来る。		п
1 共通編	3 7 一般施工 工		2 コングリート舗装工 (粒度調整路整工)	厚さ幅	-25 -30 -50	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。			1 共通編	3 7 般施工 数	12	2	コングリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ幅	-25 -50		-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各事線200m毎に1ヶ所を贈り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。			n
1 共通編	3 7 般施工 一般施工	12	3 コングリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ幅	-25 -30 -50	-8	- 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積約2,000 可以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工価値が2,000 대来過とする。		1 共通編	3 7 般施工 X 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ幅	-25 -50		8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 棚り起こして測定。ただし、細は設計日連の 組点によらず至長80m以下の開催で測定す ことができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積約2,000 可以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000 ボ来濃とする。		n
1 共通編	3 7 一般施工 上		4 コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ幅	-9 -12 -25	-3	- 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合も規格値を満足しなければならな いともは、10個の測定値の平均値(X10) について満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		共通	3 7 般 般 施工 数 禁工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ幅	-9 -25		3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 棚り起こにつ割定。ただし、幅は設計日連の 組点によらず至至80m以下の開闢で測定す たことができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならな いともは、10個の測定値の平均値(X10) について満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は 測定値の平均値は適用しない。		n
1 共通編	3 一般施工		5 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装取工)	厚 さ 幅 平坦性	-10 -25	-3.5 - コンクリートの硬/ 後、3mプロフィ/ メーターにより 機械舗取の場合 (σ)2.4m以下 人力舗設の場合 (σ)3m以下	展される事業の中心付近で型特別付後名 ・実際の面面に大きて以上、ペースリー国際 ・大きの機能が出い。所は「銀金」 まつ機能が対し、所は「銀金」 最後の面積に1ヶ所の数で側定、平低性は各 系の面積に1ヶ所の数で側定、平低性は各 で、大きを表して、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、 、大きを表して、大きを表して、 、 、大きを表して、 、大きを表して、 、大きを表して 、 、大きを表して 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	コアー接動について 維悪練器をでサアー経験により東策等に 排艦を与えるがある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平単性の項目を省 助することが出来る。			3 7 般施工 2 数	12		コンクリート舗装工 (コンクリート舗装板工)	厚 さ 幅 平 担 性	-10 -25	コンクリー 後、3mフ メーター (機械舗) (σ) 2.4m	こより の場合 m以下 の場合	る。なお、スリップフォーム工法の集合は、厚 主管理に関し、打設前に各車線の中よ付近 で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1 測線当たり機断方向に3ヶ所以上路盤の基 車高を削定し、制定打設後に各車線200m毎 に面側の防端を測定する。ただ、値は約	コアー接取について 幅面維持をでコアー採取により東東等に 相面を与える売りある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省 助することが出来る。		п
				目地段差		±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び 端部で測定。								目地段差		±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び 端部で測定。			
1 共通編	3 7 般 般 施 工 工		6 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤 工))	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 ±50 -45 -50	- -15 -	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。厚さは各単線200 m毎に1ヶ所を撤り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。			1 共通編	3 7 一般施工 数	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(下層路盤 工))	基準高▽ 厚 さ 幅	±40 -45 -50		- 15 -	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。原文は各車線200 m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。 <u>ただし、幅は遠</u> 計図書の測点に1ヶ千年長80m以下の間隔 で測定することができる。			п
1 共通編	3 7 一般施工 工	12	7 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路 整工))	厚 さ 幅	-25 -30 -50	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。				3 7 般施工 数	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整路 整工))	厚さ幅	-25 -50	00	8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各事線200m毎に1ヶ所を掘り起こして瀬だこ ただに、組は対形度重の適点にとわず延見 80m以下の削減で瀬守することができる。			

									単位:mm											単位:mm	l .
						現 行											部改正				
					規	格値										規相	各値				
編	章	節	条 枝番 工 種	測定項目	個々の測定値(X)	10個の規定値の 平均(X ₁₀)	測定基準	測定箇所	摘 要	6E X	節	条 枝番	工種		測定項目	個々の測定値(X)	10個の規定値の 平均(X ₁₀)	測定基準	測定箇所	摘要	改正理由
					中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下										中規模 小規模 以上 以下	中規模 小規模 以上 以下				
1	3	7	12 8	厚さ	-25 -30	-8		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた		1 3		12 8			厚き	-25 -30	-8		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた		
共通	般	般	コンクリート舗装工	幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、	上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。		共一組			コンクリート舗装工		幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは	上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。		建設工事施工管理基準(案
編	施工		(転圧コンクリート版工(セメント(石 灰・瀝青)安定処理工))				1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは 掘り起こして測定。	小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		編 ガ	舗装工		(転圧コンクリート版工(灰・瀝青)安定処理工)					掘り起こして測定。 <u>ただし、幅は設計図書の</u> 測点によらず延長80m以下の開展で測定す ることができる。	小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		歴政工事施工旨任签年(宋 [国土交通省]改定による
1	3	7	12 9	厚き	-9 -12	-3		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上		1 3	7	12 9			厚き	-9 -12	-3		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上		
共派	极	80:	コンクリート舗装工	幅	-25	-	1	の割合で規格値を満足しなければならな いとともに、10個の測定値の平均値(X10)		共通解			コンクリート舗装工		幅	-25	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、	の割合で規格値を満足しなければならな いとともに、10個の測定値の平均値(X10)		11
	施	紬	(転圧コンクリート版工(アスファル 中間層))	F			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割りでコアー採取して測定。	し、厚さのデータ数が10個未満の場合は		編 其	舗		(転圧コンクリート版工(中間層))	アスファルト				1,000㎡に1個の割でコアー採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長	について満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の場合は		
	I	装工	T Indiana //					測定値の平均値は適用しない。			装工		TT INUMED)					80m以下の間隔で測定することができる。	測定値の平均値は適用しない。		
1	3		12 10	厚さ	-15	-4.5				1 3		12 10			厚さ	-15	-4.5				
共通	4字			幅	-35	-	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各 車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線			共一組					幅	-35	-	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各 車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線			"
	施工	紬	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	平坦性	_	転圧コンクリートの 硬化後、3mプロ フィルメーターによ り (σ)2.4m以下	当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延 長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各	橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		編			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)		平坦性	_	硬化後、3mプロ	当たり機勝方向に3ヶ所以上測定、幅は、延 長80m毎に1ヶ所の割で測定。平単性は各 車線毎に板線から1mの線上、全延長とす る。ただし、幅は設計図書の測点によらす延 長80m以下の開隔で測定することができる。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省		
				目地段差	:	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び 端部で測定。	略することが出来る。							目地段差	±	:2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び 端部で測定。	略することが出来る。		
1	3	7	13 1	基準高▽	±40 ±50	-				1 3		13 1			基準高▽	±40 ±50	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路			
共通		般	薄層カラー舗装工	厚さ	-45	-15	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。			共通解			薄層カラー舗装工		厚き	-45	-15	中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして			n n
	施	紬	海層カラー開装工 (下層路盤工)	幅	-50	-	厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして 測定。			編	舗舗		海層カフー開装工 (下層路盤工)		幅	-50	-	測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。			
	エ	五					幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。				装工							ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の開隔で測定することができる。			
1	3	7	13 2	厚き	-25 -30	-8		Ī		1 3	7	13 2			厚き	-25 -30	-8				
共通	87	80		幅	-50	-				共通解					幅	-50	-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは			n n
	施工	紬	薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工))				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。			編 ガ			薄層カラー舗装工 (上層路盤工(粒度調査	を路盤工))				各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。			

_								71.7			-,-			単位:mm														単位:mr	ım
\vdash	П	П	Т	Т				垷	規格		行				\vdash	Т	Т	П	1			規	格値		T				1
編	章	節	条材	技番	工 種	測定項目		マの測: (X)	た III	の平5 * 面管 合は平 値の)測定値 均(X10) 計理別均 が理別均 が理別均 が現別 が現別 が現別 が現別 が現別 が現別 が現別 が現別	測定基準	測定箇所	摘要	編章	重節	5 条	枝番	工種	測定項目	()測定信 X)	を ・	間の測定 平均(Xic 配管理の は平均測 値の平均 は 小規 に	場定	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通	3 一般	7 — 般	7	1		基準高▽	±9		±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた」 来形管理要領(舗装工事編) に基づき	↑ 工事規模の考え方 ⅰ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた □ 上での管理が可能な工事をいい、舗装施		1 3 共 一 通 船	7 般	7	1		基準高▽	±90	±90		10 +	1. 50 て 15 来	. 3次元データによる出来形管理におい 「地上型レーザースキャナーを用いた出 形管理要領 (舗装工事編) (案) 」	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施		
編	施工	舗装工				厚さあるいは 標高較差	±9	90 :	±90	+40 -15	+50 -15	来形管理を実施する場合、その他本基準 規定する計測精度・計測密度を満たす計 方法により出来形管理を実施する場合に 用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度。	「管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗		編 施工	舗装工				厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+4	10 +	50 <u>ま</u> : 15 た	「地上移動体搭載型レーザースキャナを用た出来形管理撃師(建装工事編)(紫)」 た出来形管理撃師(建装工事編)(紫)」 たは「TS(ノンプリズム方式)を用い 出来形管理要領(舗装工事編)案)」 基づき出来形管理を実施する場合、その	工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映でさる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		
					アスファルト舗装工 下層路登工) 面管理の場合)							1. て+10mmが全すれている	議技工事においては、平地性の項目を省 略することが出来る。						アスファルト舗装工 (下層路整工) (面管理の場合)						他満る。 2. 3. の/1 4. 高5. は平	1本基準に規定する計測精度・計測密度を またす計測方法により出来形管理を実施す	数性工事においては、平単性の項目を省略することが出来る。		建施基(〔通定 とのでは、 を取ります。 をのいる。 をのい。 をのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との
1 共通編	3 一 般 施 工	7 一般舗装工	7	2		厚さあるいは 標高較差	-5	i4 -	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた」 来形管理要質(舗装工事編)」に基づさ 来形管理要素を主き場合、その他本基準 規定する計画精度・計画密度を満たす計 方法により出来形管理を実施する場合に) 田士ス	工事担機の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が20の11以上をする 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工程の施工が数日連続する場合で、続		1 3 共 通 般	7 一般舗装工		2		厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-1	1. で来 り ま	. 3次元データによる出来形管理において 1 地上型レーザースキャナーを用いた出 形管理要領 (舗装工事編) (紫)」、 地上 上移動体整型レーザースキャナを用 た出来形管理要領 (舗装工事編) (紫)」たたは「TS (ノンブリズム方式)を用い、出来形管理要領 (純生工事編) ※	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積約2,00mf以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日継続する場合で、続		"
					アスファルト舗装工 上層路整工(粒度調整路盤工)) 面管理の場合)							用3 値々の計画値の規格値には計画構度、 して主10mがをまれている。 3 計画は設計報量の内側全面とし、全 の点で標高値を限ける。計画態度は1. /加2 (平面投影報性とり)以上とする。 4. 厚さは、近下層の標準とと対容が 高度との差で展出する。計画の 高度との差で展出する。 高度との差で展出する場合。 は、直下層の標準を対象が で展の整定を は、直下層の標準を する場合との差で する場合との差で する場合との差で する場合との差で する場合との差で する場合と がある。 もの差で があるが もの差で があるが もの差で あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる あるとの差で またる またる またる あるとの差で またる またる またる またる またる またる またる またる	装施工面積が2,000㎡米満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。						アスファルト舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工)) (高管理の場合)						他満る。 2. 3. の/ 4. 高 5. は 平	議・5上級新等者を実施する場合、その 水本事は、地でよる計画情報・計画を 北本計画が、計画は、上り出来形容理を実施す 地では、1000年である。 ・一般のない。 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一を、 ・一	装施工面積が2,000㎡未満とする。		
1 共通編	3一般施工	7 一般舗装工	7	()	アスファルト舗装工 上層路盤工(セメント(石灰)安定処 里工)) 面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-5	- 4	-63	-8	-10	用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測結度。	上での管理が可能な工事をいい、舗装施 正面積が20の間以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映でも規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連載する場合で、舗 装施工面積が2000年末後と予な 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1 共通編 工	7 一般舗装工	i	3	アスファルト舗装工 (上爆路盤工(セメント(石灰)安定処 理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-1	いまたにに他満る。 さいには、	3次元一外にも出来物管側におい 「他上間」が一大キャナーを用います。 「他上間」が一大キャナーを用います。 「特別ないからない。」 「特別ないからないからないからないからないからないからないからないからないからないから	工事級成の秀之力 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上の管理が可能な工事をいい、舗装施 工工規以下の工事が記し、管理結構を施工 管理に反映できる機関の工事をいい。 同一工程の施工が数日が維持を指令で、舗 装施工工場にいては、平現性の項目を省 略することが出来る。		"
1 共	3	7	7	4		厚さあるいは	-3	66	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた」	・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた		1 3 共 一	7	7	4		厚さあるいは	-36	-45	-5	;	は、 平 す。	t、直下層の目標高さ+直下層の標高較差 は均値+設計厚さから求まる高さとの差と る。 3次元データによる出来形管理におい 「地上型レーザースキャナーを用いた出	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた		
通編	般施工	般舗装工		- 1	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定処理工) 面管理の場合)	標高較差						 個々の計測値の規格値には計測精度。 エナ10mmが今まれている。 	工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数目連載する機とは 装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平規性の項目を省 略することが出来る。		通編	粉 編装工	i		アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	標高較差					来「いまた」に他満る2 2 3の/『4 高5は	・・甘油に担か小エは御建廃、は細密廃す。	上での管理が可能な工事をいい、舗装施工師都が2,000可以上とする。 小規模以下の工事とは、管理規果を施工 「一規模」での工事とは、管理規果を施工 「一工程の施工が取り退燃する場合で、舗 装庫工面積約2,000才未満とする場合で、舗 議件工事においては、平現性の項目を省 略することが出来る。		"

_							IΗ		2=			単位:mr	m								과 도			単位:m	nm
\vdash	Т	П	П				規	格値					T	Т	П	I				規格		_			1 ∣
編:	節	条	枝番	工 種	3	剛定項目	個々の測定(X) 中規模 小規以上 以「以」	値 * 面 合は 値 使 中規模	の測定値 型均(X10) 管理の場 平均測定 の平均 横 小規模 に 以下	測定基準	測定箇所	摘要	編章	節	i 条	枝番	工 種	測定項目	個々の別 (X 中規模 以上	則定値 :) 小規模	10個の測定 の平均(X ₁₀) * 面管理の 含は平均測 値の平均 中規模 小規 以上 以	河正基学	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通編 ::	7一般舗装工	7	(3	(スプァルト舗装工 基層工) 新管理の場合)	呼ぎ	さあるいは	-20 -24			1. 3 次 元データによる出来形容理に対 て「地上型レーザースキャナーを用いた出 未形容理要報 (舗装工事編)」に基づき出 来形容理を実施する場合、その他本基率は 規定する計劃精度・計劃制度を満たす計画 対法により出来形容理を実施を満たす計画 力法により出来形容理を実施 力法により出来形容理を実施 して土価助が含まれている。 3. 計劃は記載報彙の特別を認定した。計劃・20 の点で構造を募出する。計測・20 4. 厚さは、面下層の標準をとして対象 高値、PEを標準は の点で第出する。 が、同様の標準を表して評価である が、同様の標準を表して評価である が、に下層の標準を表として評価する場合 に、底下層の目標高さま。 では、底下層の標準を表として評価する場合 に、底下層の目標高さま。 では、底下層の目標高を表として が、また。 では、底下層の目標高を表として評価する場合 に、底下層の目標高を表との差と との差と	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積約20の研以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映でも規模の工事をいい、同 受理に反映でも規模の工事をいい、同 支umanaを対して、舗 装施工面積200の計業後とする。 維持工事においては、平组性の項目を省 略することが出来る。		1 共通編 工工	7一般舗装工	i	5	アスファルト舗装工 基層工) (面管理の場合)	摩さあるいは 標高較差	-20	-25	-3 -4	1、3次元データによる出来形容側にかいて、 で、排上型ルーデースキャナーを用いた出 米形容型要領(締変工事編)(※)」 (※)」 (※)」 地上海上標子理要類(締変工事編)(※)」 大田上東形容理要類(締要工事編)(※)」 大田上東形容理要類(締要工事編)(※)」 た出土形容理要類(締算工事編)(※)」 に基うさ出来形容理要類(締算工事編)(※)」 に基うさ出来形容理を無論する場合、その 他本表準に規定する計画検索・計画検索と のまで標高値を提出する、計画を大きな し、全て して、4年級が企業出する、計画を使える論す のまで標高値を掛ける、計画を使える論す のまで標高値を掛ける。計画を使える 4、厚さは、定下層の理解を出す。 が、単一の差で振出する。 5、原さを確請ける。 5、原さを確請ける。 5、原さを確請せる場合 は、底下層の理解をとして評価する場合 は、底下層の理解をとして評価・の理解を が、は、 をは、 をは、 に、 をは、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	工事技権の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能と工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 予理に反映である。 予理に反映である。 予理に反映である。 受理に反映である。 受理に反映である。 受難工面積が2,000㎡が高とする。 健村工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		建設工事理 施基準案) 工学 (国省)よ で改る ででなる。
1 共通編	7 一般舗装工	7	(3	(スプァルト舗装工 灰層工) 和管理の場合)	ŧ	さあるいは 標高較差 平 坦 性	-17 -24 -	3mファ (σ)2. 直読코 き)	-3 77(ルメーウー 4mm以下 丈(足付	 個々の計測値の規格値には計測精度と して+4mmが含まれている。 	工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省		1 共通編 工	7一般舗装工	i I I	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差 平 坦 性	-17	-20	-2 -3 m7 x74かチラー の 2.4 mm以 で 5 mm (足付き) の 3 1.7 5 mm以 万 7 5 mm以 万 7 5 mm以 万 7 5 mm以 万 7 5 mm以 7 5 mm	他半生平に規定する計画構及・計画省及を	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		"
1 共通 編 ::	7一般舗装工	8	(-	-たわみ性舗装工 下層路整工) - 「一番管理の場合)	厚さ	告帯高▽ さあるいは 標高較差	±90 ±90 ±9	-15	5 -15 0 +50	方法により出来形管理を実施する場合に通用する。 の計測値の網絡値には計測時度と	上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一丁羅の施工が数日連続する場合で		1共通編 工工	7一般舗装工	i I - I		半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準商▽ 厚さあるいは 標高較差	±90 ±90	±90 ±90	+40 +5 -15 -1 +40 +5 -15 -1	本から生文(**)、(神歌と上で物が、)、歌と」、 「地上移動体格整型と・ザースキャナを用 いた出来形管理要額 (雑装工事編・(家)」、 または「TS (ノンブリズム方式)を用い た出来形管理要額 (舗装工事編) 案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その 領土工物は、担似すよる計画機能、計画機能を	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能が工事をいい、舗装施 工面積が20mの付以上とする 守理に反映であると規模の工事とは、管理総乗を施工 小規模以下の工事とは、管理総乗を施工 小規模以下の工事とは、管理総乗を施工 が規模のの計場による場合で、舗 装施工面積近20mの計場法と一般 接施工面積近20mが未満と予し、 継持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		"
1 共通編	7一般舗装工	8	(_	・たわみ性舗装工 上層路整工(粒度調整路整工) 面管理の場合)	- R	たあるいは 標高較差	-54 -6	3 -8	-10	方法により出来形管理を実施する場合に適 用する。 2 個々の計測値の相格値にけ計測線度と	上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 工面積が2,000㎡以上とする。 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省		1 共通編 工工	7一般舗装工	i I - I	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(粒度調整路盤工)) (面管理の場合)	原さあるいは 療高較差	-54	-63	-8 -1(来形管理要領 (舗装工事編) (金)」 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要額 (舗装工事編) (案)」 または「TS (ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要額 (舗装工事編) 条) に基づき出来形管理を実施する場合、金の 体末階に「相守士入計場線度・計場等線度・対場では	工事技権の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能と工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 が規模以下の工事とは、管理結果を施工 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 で環に反映でる規模の工事をいい、同 受難工面積が2,000㎡が譲かさ、結 整批工面積が2,000㎡が譲かさ、結 総工事においては、平组性の項目を省 略することが出来る。		"

							現		行			単位:mr	1							— 部	改定				単位:m	<u> </u>
	П						規	格値	の測定値					T						規格	値の側の測り	2.05				1
編	章	節	₹ 枝番	工種		測定項目	個々の測定値 (X) 中規模 小規模 以上 以下	を ・	本均(X10) 管理の場 平均測定 の平均	測定基準	測定箇所	摘要	編 3	節節	5 条	枝番	工 種	測定項目	個々の派 (X 中規模 以上	小規模 「	の平均(X * 面管理(合は平均) 値の平均	10) D場 則定	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	3	半たわみ性舗装工 (上層帯壁工(セメント(モ 理工))	石灰)安定処	厚さあるいは 標高較差	-54 -63		-10	て「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要飯(舗装工事稿)」に基づき出来形管理要飯(舗装工事稿)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準は規定する計測情度・計測密度を満たす計畫方法により出来形管理を実施する場合に返用する。 9個をの計測値の相格値に計計測策定と	工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工積砲施工が数目連勝する後で、締 装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1共通編 第 工	7 一般繪裝工		3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工(セメント(石灰)安定処 理工)) (衛管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63		上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述	3次大データに占当出来影響側におい 「地上型・デースキャナーを用いる。 形管理楽師(輸装工事師)(盤)」 に附き程度報(輸装工事師)(金)」 地上株形管理楽師(植物工事師)(金)」 ・出来形容理楽師(植物工事師)(金)」 出来形容理楽師(植物工事師)(金)」 出来形容理楽師(植物工事師)(金)」 出来形容理楽師(植物工事師)(金)」 出来形容理楽師(植物工事師)(金)」 出来形容理楽師(植物工事師)会) は、日本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本	工事機能の考え方 中機能以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面制が2,000両以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 一工程の施工が取り避摩する場合で、舗 装施工面積が2,000両末満まする場合で、舗 接施工面積が2,000両末満まする場合で、舗 様本工事においては、平垣性の項目を省 略することが出来る。		建施基準 設工準 実国当 に 通定
1 共通編		7一般舗装工	3 4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処 (価管理の場合)	上	厚さあるいは 標高較差	-36 -45	-5	-7	方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度と 1. エ+10mが今まれている。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事をい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種命施工が数目連載かる後日で、 装施工面積が2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	3 7 一般舗装工		4	半たわみ性論装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高軟差	-36	-45	-5	上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述	3次元データによる出来形容機におい 「形容型」とデースキャア・を用いた出 に形容型を関係します機の「大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	工事規模の考えが 中規模が上り工事とは、管理図を描いた 中規模が上地を大工事を小い、舗装施 工工事等2のの地で工事を小い、 工工事等2のの地で工事とは、管理結果を施工 の地域以下の工事とは、管理結果を施工 の一工権の施工が数日連載する場合で、舗 接近正面積約2のの出来流せる場合で、 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		И
1 共通編		7一般舗装工	5	学たわみ性舗装工 (基層工) (価管理の場合)		厚さあるいは 標高較差	-20 -25	-3	-4	で「地上型レーザースキャナーを用いた出 来形管理委領(舗装工事編)」に基づき出 来形管理委実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合に返 用する。	小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映であり機の工事をいい、同 管理に反映であり連続する場合で、舗 装施工面積型2,000和未満を予な 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1 共 一	3 7 分數編集工		5	半たわみ性舗装工 (集局工) (調管理の場合)	厚さあるいは 標高軟差	-20	-25	-3	いまた に他諸る2 し3の/ 4高5日	・ 39 元データによる出来等等別にかいて、「地上型・データーキャーを研究・一般では、下限等項を領(機関工事業)(型)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	工事実施の考えが 中機関ス上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事といい、舗装施 工面積役2,000元以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 一工程の施工が取日避使する場合で、舗 登理し反映できる機の工事をいて、舗 整理し面積役2,00元代末億士を場合で、舗 様性工事においては、平垣性の項目を省 略することが出来る。		"
1 共通編		7一般舗装工	6	学たわみ性舗装工 (表解工) (画管理の場合)		厚さあるいは 標高敏差 平 坦 性	-17 -20 -	3mファ (σ)2 直読式 き)	-3 774か/-ゲー 4mm以下 式(足付 75mm以	来形管理要類(総装工事編)」に基づき土 来形管理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測構度・計測密度を満たす計 方法により出来形管理を実施する場合に適 用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度と して+4mmが会まれている。	管理に反映できる規模の工事をいい、同 ・工権の施工が数日連続かる機合で、 装施工面積が2、000㎡未満とする。 維持工事においては、平组性の項目を省 略することが出来る。		1 共 -	7 一般舗装工		6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差 平 坦 性	-17) III	-2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -2 -	ゲー下 ・	3次元データによる出来形容機におい 「地上型シーザースキャケーを用いた」 「地上型シーザースキャケーを用いた」 「地上型シーダースタープーター 「地上型シーダースタープーター 「地上型シーダースタープーター に対して、タープースタースタープーター に対して、タープースタースタースタースタースタースタースタースタースタースタースタースタースター	上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事といい、同 工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積が2,000㎡未満とする。		"

_								ŦĦ		2 -			単位:m	m							_ 4	97. 245	æ			単位:m	a d
П		Т						規:	各値	測定値				ÌТ							規	各値)測定値				1 !
編	章	節	条 枝番	ў <u>т</u>	種	測定項目	(D測定値 (X) 小規模 以下	の平5 * 面管 合は平 値の	均(X10) 計理の場 対測定)平均	測定基準	測定箇所	摘要	8E 3	\$ \$	節条	₹ 枝番	工 種	測定項目	(測定値 X) 小規模 以下	の平: *面智 合は平 値の	対 (X10) 管理の場 対 対 測定) 平均 ・ 小規模 以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	9 1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)		基準高マ 厚さみるいは 標高較差	±90 ±90	±90 ±90	+40 -15 +40 -15	+50 -15 +50 -15	方法により出来形管理を実施する場合に通用する。 の計測値の網絡値には計測機度は	工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗		1 共通編	3 一交管工	舗	1	排水性舗装工 (下層路整工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは 標高較差	±90 ±90	±90 ±90	+40 -15 +40 -15	+50 -15 +50 -15	他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施す	工事機能の考え方・ 中機線以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能な工事といい、舗装施 工事情が2,000可以上とする。 小機線以下の工事とは、管理結果を施工 一工権の登組では下る場合で、舗 施工工機能工機能は必要が、 一工権の基土が吸引を使する場合で、舗 維持工事においては、平境性の項目を省 略することが出来る。		建設工事理 建放工準案 国当 に 「通定に 「通定に
1 共通編	3一般施工	7一般舗装工	9 2	排水性舗装工 (上層路登工(粒 (面管理の場合)	度調整路盤工))	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	用する。	工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工籍の施工が数日連続する場合で、舗		1 共通編編 二	3 一	綸	2	排水性舗装工 (上期預整工 (化度調整路盤工)) (面管理の場合)	摩さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	3 次元データによく出来形容像において「能と思いデーターストントを用かた」 で、能と思いデースキャナを用いた出 来形容理要領(締故工事編)(金)」 「地上移動性接渡しーデース・ネッを用 上たは「下多(レンリメムカス)を用い たは「下多(レンリメムカス)を用い とは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	事業機の考えが 中機関の上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能を工事といい。舗装施 上での管理が可能と工事といい。舗装施 工面積約2,000円以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 の一工機の施工が設日連載する場合で、舗 接近工商情念ののの非実施とする場合で、 継行工事においては、平地性の項目を省 略することが出来る。		"
1 共通編	3一般施工	7一般舗装工	9 3	排水性舗装工 (上層路盤工(セ理エン) (面管理の場合)	メント(石灰)安定処	厚さかるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	万法により出来形管理を実施する場合に近 用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測錯度と	上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000ml以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい。同一工種の施工が数日連続する場合で、舗装施工面積が2,000ml未満とする。		1 共通編	3 一 坟笆 巨	補	3	排水性舗装工 (上層整型工(セメント(石灰)安定処 理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	来形管理要領 (舗装工事編) (登)」 「地上移動体的建設」。 「地上移動体的建設」。 「地上移動体的建設」(舗装工事編)(整)」 または「TS (ソンプリズム方式)を用い た出来形容理整領 (総建工事編)(室)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計画轉度・計画密度を 演たす計劃方法により出来形管理を実施す	工事機能の考え方・ 中機関以上の工事とは、管理図を借いた 上での管理が可能な工事をいい、締装施 工面積約2,000円以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 可能に反映でも数様の工事といい、同 一工程の施工が数日連載する場合で、締 業施工面積約2,000円末満まずる場合で、総 維持工事においては、平组性の項目を省 略することが出来る。		"
1 共通編	3一般施工	7一般舗装工	9 4	排水性舗装工 (加熱アスファル (面管理の場合)	レト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	用する。 9 個々の計測値の担格値に付計測値度」	小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗		1 共通編 二	3 一 安 包 E E E E E E E E E E E E E E E E E E	舗	4	排木性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施す	工事規係の考えが 中規模以上の工事とは、管理図を借いた上での管理が可能を工事といい。舗装施 工事がは、200円以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 可能に反映できる規模の工事とか、同 一工模の施工が吸出速かる場合で、舗 技施工商権が2,000円未満とする場合を、 維持工事においては、平垣性の項目を省 略することが出来る。		"

_								TH		/=			単位:mr	1								WI 76 C			単位:m	m
\vdash	П	Т						現	規格	<u>1丁</u> 値					T		П				規	n)以正 格値				1
編	章	節	条 枝	番	工 種		測定項目	個々の測算 (X) 中規模 小 以上 以	定値 *	M個の測定値 の平均(X10) ・面管理の場合は平均測定値の平均 ・値の平均 規模 小規模 以上 以下	測定基準	測定箇所	摘要	編章	i m	5 条	枝番	工 種	M	定項目	個々の測定値 (X) 中規模 小規模 以上 以下	* 回管理の場合は平均測量値の平均 値の平均	測定基準	测定箇所	摘要	改定理由
1共通編	3 一般施工	7一般舗装工	9 5	排水性舗装1 (基層工) (面管理の場)	-	厚さあるいは 標高較差	-20 -		-3 -4	1. 3次元デークによる出来形管理にお て「地上型レーザースキャナトを用いた 来形管理を顕 (納安工事編)」に基づき 来形管理を実施する場合、その他本基準 規定する計測構度・計測密度を満たす計 方法により出来所管理を実施する場合に 用する。 2. 個々の計測線の相路域値にけ計測機能	出上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,00m/以上とする。 別小規模以下の工事とは、管理結果を施工 高管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工程の施工が発け連続する場合で、舗 支施工面積が2,00m/水陽とす。 で、機棒工事においては、平坦性の項目を省 、場下ることが出来る。		1共通編	7一般舗装工	i i	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	戸を標	あるいは	-20 -25	-3 -4	1. 3次元データによる出来形容側に加 工物上型レーデースキャナを用いた出 米形容理奏領(舗装工事編)(登)」 (登)」 (金)」 北上は「下 (シブリッスカスカ・中か月 北上は「下 (シブリッスカスカ・中) 上は「下 (シブリッスカスカ・中) 上は「下 (シブリッスカスカ・中) 上は「下 (シブリッスカスカ・中) とは、「一 (シブリッスカスカ・中) とは、「一 (シブリッスカスカー) に基うさ出来形容理整領(越収工事編)・第)」 に基うさ出来形容理整領(越収工事編)・第) に基うさ出来が管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計画検収工事編制度と実施する (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能と工事をいい、舗装施 工面積が2,000㎡以上とする 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 小規模以下の工事とは、受理結果を施工 受理に反映でも規模の工事をいい、同 受難工面積形2,000㎡水流とする。 健村工事においては、平退性の項目を省 略することが出来る。		建設工事理 基準案) (国省)よ で国省よる では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	9 6	排水性舗装コ (表層工) (面管理の場		-	厚さあるいは 標高軟差 平 坦 性	-17 -	3m2 (σ 直言 き)	-2 -3 7 ロフィが-ラー)2. 4m以下 統式(足付) 	方法により出来形管理を実施する場合に 用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度	出上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,00m/以上とする。 別小規模以下の工事とは、管理結果を施工 高管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が乗り速がする場合で、舗 支施工面積が2,00mが減速する場合で、舗 で無工面積が2,00mが減速する場合で、結 を施工面積が2,00mが減速する場合で、結 を施工面積が2,00mが減速する場合で、結 を施工面積が2,00mが減速する場合で、結 を施工面積が2,00mが減速する。 を を を を を を を を を を を を を		1 3 一	- ない 一		6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	標	あるいは 高穀差 - 坦性	-17 -20 -	-2 -3 3m7 p7(φ)-9- (σ) 2.4mp以 直読式(足付) (σ) 1.75mm以 下	1. 3次元データによる出来形管機において、地上型レーザースタャナーを用いたは、実管管理機能(線性工業組)(型)」、 北大山東北等・東京 (ファブリステステント)、 大上は「下3 (ファブリステステント)、 大上は「下3 (ファブリステステント)、 上は上下3 (ファブリステステント)、 上は大田東京 (ファブリステステント)、 に基づき出来が歴史を実施する場合、その 他本基準に規定する計劃検接・計劃制度と 流った計劃力により出来形管理を実施する場合、その 成った計劃力により出来形管理を実施する場合、その で構造をは適計する。別様格性には計劃検度と して、1 (工・1 年間)、第一日、1 年間、1 年間、1 年間、1 年間、1 年間、1 年間、1 年間、1 年間	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上で管理が可能な工事とい、舗装施 こで管理が可能な工事とい、 にで管理が可能な工事とは、管理結果を施工 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 小規模以下の工事とは、管理結果を必い、同 受理に反映でる規模の工事といい、同 工程の施工が数日連続する場合で、舗 装施工商間の2000本が減とする。 維持工事においては、平坦性の項目を省 助することが出来る。		"
1共通編	3一般施工	7一般舗装工	10 1	透水性舗装1 (路盤工) (面管理の場		_	基準高▽ 厚さあるいは 標高歓差	t ≥ ± 15cm ± 15cm =	+90 -70 ±90 +90 -70 ±90	+50 -10 +50 -15 +50 -10 +50 -15	方法により出来常等理を実施する場合に、 用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測構度 して主10mが含まれている。 3. 計劃は設計値隔の内側全面とし、全 ~22(平面投影面積生力)以上とする。 /42(平面投影面積生力)以上とする。 /42(平面投影面積生力)以上とする。 (4. 販工層の関係感性と出影層の 病値との差で顕高較生として評価する。 (5. 原本を標高較差として評価で構 (4. 底工層の目標あさ十底下層の構高 平平的値十設計厚まから水まる高さとの差 本多連続装に適用する。	出上での管理が可能を工事をいい、舗装施 工面積が2,00m(以上とする。 別小規模以下の工事とは、管理結果を施工 高管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工程の施工が終け連続する場合で、舗 と検工面積が2,00mが減速とする場合で、舗 と検工面積が2,00mが減速とする。 に 機棒工事においては、平坦性の項目を省 、		1 3	- ない。 - 投稿装工	i i		透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	厚さ	歩高▽ - あるいは 高較差	$\begin{array}{l} t < \\ 15 cm \\ \end{array} \begin{array}{l} +90 \\ -70 \\ \end{array}$ $\begin{array}{l} t \ge \\ 15 cm \\ \end{array} \begin{array}{l} \pm 90 \\ 15 cm \\ \end{array}$ $\begin{array}{l} t \ge \\ 15 cm \\ \end{array} \begin{array}{l} \pm 90 \\ \end{array}$ $\begin{array}{l} t \ge \\ 15 cm \\ \end{array} \begin{array}{l} \pm 90 \\ \end{array}$	+50 -10 +50 -15 +50 -10 +50 -10	る場合に適用する。 2、個々の前部側の規格値には計測特度と して土10mm分音まれている。 3、計測は設備員の特価をあとし、全立 の点で物画能を第21元。計測感を改さ1元。 4、厚さは、放下層の標系値と当該層の 高度との差で駆出する。 高度との差で駆出する。 高度との差で駆出する場合 は、成下層の標系を対差として評価する場合 は、成下層の標系を対差と当該層の標系を表として評価する場合 は、成下層の標系を対象となる。 本度と、対下層の標系を対象となる。 本度と、対下層の標系を表として評価する場合 なる。 本度と、対下層の標系を表として評価する場合 なる。 本度との差と 本度との差と 本度と、 本度と 本度と 本度と 本度と 本度と 本度と 本度と 本度と	工事規模の考えが 中規模が出版と工事とは、管理図を描いた 上で登録が3部を工事といい、舗装施 上で登録が3部をは、管理は果を施工・ 小規模以下の工事とは、管理は果を施工・ 小規模以下の工事とは、管理は果を施工・ が規模のでのは、管理は一、 全型組に反映でを対策の工事といい、同 型組に反映でを対策の工事といい。 を対策に対策とののは未満と一、 総権工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		"
1共通編	3 一般施工	7 一般舗装工	10 2	透水性舗装1 (表層工) (面管理の場	3)		厚さあるいは 標高穀差	-20		-3	方法により出来形管理を実施する場合に 用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 1. T+4mmが全まれている。	出上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が2,000所以上とする。 別小規模以下の工事とは、管理結果を施工 高管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工権の施工が彼り道総計う場合で、舗 実施工面積が2,000が高端とう。 に 機件工事においては、平坦性の項目を省 高 格することが出来る。		1 共通編	7一般編装工	i	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さ様	あるいは	-20	-3	来形管理要額(舗装工事編) (繁) 「 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用 いた出来形管理要額(舗装工事編) (黎)」 または「TS (ノンプリズム方式)を用い た出来形管理要額(舗装工事編) 案)」 に関する。世界形容のまで終土ませる。その	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 上での管理が可能化工事をいい、 舗製造 工面積が2,00mが以上とする。 が規模以下の工事とは、管理結果を施工 予理に反映できた規模の工事といい。 一工種の施工が設け連続する場合で、 製工面積が2,00mが高度とうで、 製工面積が2,00mが高度とする場合で、 融料工事においては、平坦性の項目を名 略することが出来る。	5 7 8	"

_						-					単位:mr	m								W. T.				単位:mm	1
編	章	節 条	技番	工種	測定項目	規 個々の測定値 (X)	直 *面合値	の測定値 型均(X10) 管理均測定 平均判均 中の平均規模 以下	測定基準	測定箇所	摘要	編	章 前	節 条	枝番	工種	測定項目		の測定値 (X)	の ³ * 面 合は	で ア均(X10) i管理の場 ・平均測定 の平均 が、現模 ・以下	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 共通篇	3 7 - 般 施	7 111		グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (価管理の場合)	厚さあるいは 標高製差	-36 -45		1	方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度と 1. ア・10mmが今まれている。	維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1 共通編 - 9.6	3 7 般能工工工工	á l	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36		-5		1. 3 次元データによる出来形管側に対 で「地上型ルーデースキャナーを用かた出 を形管理要領(納賀工事編)(<u>②</u>)」 <u>19</u> 上を動か能整型レーデーストナナル <u>19</u> 上を動か能整型レーデーストナナル <u>19</u> 上を出来形管理要額(純安工事編)(②)」 <u>19</u> 上に出来形管理要額(純安工事編)(②) 上出来形管理要額(純安工事編)(②) 上出来形管理要額(純安工事編)) (上出来の理要額(純安工事編)) (上出来の理要額(純安工事編)) と出来が理要額(純安工事編)) と出来が理要額(純安工事編) (本書中、規定する計論制度、計劃開度と して主「四面が含まれている。 10 点で開始機会を採出する。計画機会は 2 編々の計画機会を採出する。計画機会は 4、厚さは、西で層の標準値と当該面の標 系質と、原本の単等に対します。 第61との第2第出する。 第62との第2第出する。 第62との第2第出する。 2 に下層の目標系させ下層の標準を発き とは、底下層の目標系さとの完と する。	上での管理が可能な工事をいい、舗装施 工面積が20の研以上する。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 守理に反映さる規模の工事をいい、同 受理に反映さる規模の工事をいい、同 受難工面積が2000和本減とする場合で、舗 装矩工面積が2000和本減とする場合で、舗 整件工事においては、平根性の項目を省 略することが出来る。		建設工準 工管 工準案) 土 (通定に よる
1 共通編	3 7 般 能		1 2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高製造	-20 -25	-3	-4	方法により出来形管理を実施する場合に追用する。 2 個々の計測値の相終値には計測線度と	上での管理が可能な工事をいい、舗装施 正面積約20の研以上とする 小規模以下の工事とは、管理結果を施 管理に反映でも規模の工事をいい、同 で理に反映でも規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合で、舗 装施工面積約2,000和未満と予し、 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1 共通網 方	3一收施工 7一般維製工		2	ダースアスファルト舗装工 (英屋工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管側において「地上型レーザースタキャナーを用いたは、米形管理要側、線数上準期(第2)。「地上転換を踏撃レーザースキャナル」と、サルンに出来が受理整備(後立)車が、12人の大力が、2分に出来が受出を開発を選出してよった。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」をでいる。「地に対している。」と、「地上型を対している。」をでいる。「地に対している。」と、「地上型を対している。「地に対している。」をでいる。「地に対している。」と、「地上型を対している。「地に対している。」と、「地上型を対している。「地に対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を対している。」と、「地上型を、」を、「地上型を、「地上型を、」を、、「・」を、、」を、、「・」を、、「・」を、、「・」を、、・」を、、・	上での管理が可能と工事をいい、 舗装施 工面積が2,000㎡以上とする。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映でも規模の工事をいい、同 売型に反映でも規模の工事をいい、同 売工機関の2,000㎡未満とする場合で、舗 装施工面積砂2,000㎡未満とする。 維持工事においては、平規性の項目を省 助することが出来る。		"
1共通編	3 一般施工工工工工		3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差 平 担 性	-17 -20 -	3mファ (σ)2 直読コ き)	-3 7746/-9- 1.4mm以下 式(足付 .75mm以	来形管理要領(総装工事編)」に基づき土 来形管理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合に適 用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度と エエ+mのが参生まった。	一工種の施工が級日連続する場合で、舗 接転工面積が2,000十末機と十五 維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。		1 共通編 5	3 7 8 8 3 7 8 8 3 7 8 8 3 7 8 8 3 7 8 8 3 7 8 8 3 7 8 8 3 7 8 7 8		3	グースアスファルト舗装工 (表種工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差 平 坦 性	-17	-20	(σ): 直読 き)	-3 17/4/-/	来形管理要領(舗装工事編) (業)」」 班上移動性粘整型シーザースキャナを用 いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)] または「TS(ノンプリズム力式)を用い た出来形管理要領(舗装工事編)(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に設定する計場所達。計劃密度を	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		II.
1 共通編	3 7 般施工	嫡	2 1	(新規)								1 共通編	3 7 8 編製工	7 12 7	1	ニンクリート舗装工 (厂屋路整工) (価管理の場合)	基準高▽ 歴さかるいは 原高較差	±90	+	±4 -1 ±4 -1	5 <u>-15</u> 0 <u>+50</u>	3 水元データによる出来形置側に対立 で 簡単度レーデースキッナンを用いた社 を形管理単値(創建工 準額)(紫) 1法上移動性整型レーデーストッナンを用 たたは「下5(ノングリスムカス」を用し たは上下5(ノングリスムカス」を用し た出来形容理要値(縁度工 準値)(紫) に出来形容理要値(縁度工 準値) に出来が音響で関ルを除しまる。キの 他本基面に単定する計画物度・計画物度と を通合に適用する。 3 計画に変ける所能的度・計画物度と のなで極感を発出する。計画物度と のなで極感を発出する。計画物度と のなで極感を発出する。計画物度と 2 起々の計画を加まり、 1 計画に設け極度の特金をし ないで、 2 によりに来形で調を変している 3 計画に設け極度の特金をし 2 に、 2 に、 3 に、 4 に 4	工事組織の考え力。 空機報以下の工事とは、管理図を描いた。 上での意理が可能な工事をいい。維護施工而籍が20の回伏上で力る。 小規模以下の工事とは、管理結果を施工・ 小規模以下の工事とは、管理結果を参工・ が規模以下の工事とは、管理結果を参工・ が規模以下の工事とは、管理結果を参工・ が規模がする規模の工事といい。同 工種の施工が数目連続する場合で、維 芝麻工而籍が20の利本港と上、 建粋工事においては、平担性の項目を省 数することが出来る。		建設工工等理 地基準案 () 重定 () 通定 () 通应 (

出来形管理基準 規格値 10個の測定値 でも(X10) の平均(X10) 改定理由 * 而管理の場 * 而管理の場 編章節条枝番 測定項目 摘 要 編 章 節 条 枝番 工 種 测定基準 測定箇所 测定項目 測定基準 測定簡所 摘要 (X) 工 種 (X) 合は平均測定 合は平均測定 値の平均 中規模 小規模 以上 以下 中規模 小規模以上 以下 3次元データによる出来形管理におい 「地上型レーザースキャナーを用いた出 中規模以上の工事とは、管理図を描いた 厚さあるいは 標高較差 -55 <u>-66</u> -8 た出来形管理要師 (舗装工事編) (案) 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 建設工事 施工管理 基準 る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度と (案) (粒度調整路盤工) して±10mmが含まれている 3、計測は設計幅員の内側全面とし、全 〔国土交 (面管理の場合) 通省〕改 D点で標高値を算出する。計測密度は1点 √m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4.厚さは、直下層の標高値と当該層の標 定に伴い 新規制定 P均値+設計厚さから求まる高さとの差 る。この場合、基準高の評価は省略す 1. 3次元データによる出来形管理におい 工事規模の考え方 て「地上型レーザースキャナーを用いた出 中規模以上の工事とは 管理図を描い を形管理要額 (舗装工事編) (第) L 上での管理が可能な工事をいい、舗装 <u>-66</u> 後世が発達をは「独立」を辿ってあった。 「は日本館は結構をレーザースタッナと前、正確認りのの加工としてより、実施はいった。 メンロ出来が発揮を頭「維定工事画」を) 「現得以下の工事とは、管理結果を辿った。 をはして、アンリスムがより、 とは上下の「メンリスムがより。 とは上下の「メンリスムがより。 とは上下の「大きない」のであった。 「本きない」のであった。 「本きない。 「本をない。 「ない。 「ない。 「ない。 「なない。 「なない。 「なない。 「なない。 「なない。 " 也本基準に規定する計測精度・計測密度を <u>コンクリート舗装工</u> (セメント (石灰・瀝青) 安定処理 (面管理の場合) D点で標高値を算出する。計測密度は1点 /m2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 る。この場合、基準高の評価は省略で 1. 3次元データによる出来形管理におい 工事規模の考え方 て「地上型レーザースキャナーを用いた出 中規模以上の工事とは 管理図を描いる 厚さあるいは <u>-27</u> -20 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用工面積が2,000㎡以上とする。 トた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 小規模以下の工事とは、管理結果を施工 1次出生水等産産業額(経営工事額)(第)、小規模以下の工事とは、管理総長を施工 または「下る、レンデリメルカンを、砂田、空間に反応できる原理の工事をいい、 定出来発育理象額(経営工事額) 第)、工権の施工が設計達轄する場合で、越 に基づけ出来発育理象を実施する場合と、その、実施工能能は2000m(を設定する)を設定する 地工業庫、規定する計画額度・計画額度を 返出す計劃力表面に、多 日本表容理を実施する場合で、連 工業を企業が出来し、日本表容理を実施する。とか出来る。 2、最々の計画の現象域には計画機合と 3、計画は設計報長の外側を加とし、全て のなで無極度を設けて、影響を度は1点 (金) 「理談整面積度」)以上とする。 4、厚大は、西原の原準値とり接続の様 (面管理の場合) 厚さは、直下層の標高値と当該層の . 3次元データによる出来形管理におい 工事規模の考え方 「地上型レーザースキャナーを用いた出 中規模以上の工事とは、管理図を描いた -22 トでの管理が可能な工事をいい 舗装制 σ)2.4mm以] [読式(足付 平坦性 配金五年に及及すの訂的研及・計画原及を 適た寸計制方法により出来形管理を実施す 連件工事においては 平坦性の項目を省 基場に適用する。 2. 個々の計測値の超路値に計測機能と 2. 個々の計測値の超路値に計測機能と コンクリート舗装工 高値との差で算出する。
5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差 平均値+設計厚さから求まる高さとの差と る この場合 基準高の評価は省略

43

出来形管理基準

				単位:mm									_			単位:mm	
編章節条	技番 工 種	現 行 規格 値 10個の測定値 の平均(No) ※ 面管理の場合は平均測定 値 (X) ※ 面管理の場合は平均測定 値の平均 以上 以下 以上 以下 以上 以下 以上 以下	測定箇所	摘要;	編章	節	条 枝番	工種	測定項目	()	規 相 測定値 X)	の平 *面 合は 中規権	の測定値 対(X10) 管理の場 平均測定 の平均 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	測定基準	測定箇所	摘 要 改定	定理由
1 共 3 7 7 12 12 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	6 (新規)				1 共通編 3 一般施工	7 一般舗装工	12 6	コンクリート舗装工 (転任コンクリート版工 (下層路盤 工) (証管理の場合)	基準高▽ 壁きあるいは 理高較差	±90 ±90		+40 -15 +40 -15	+50 -15	1 3次元データによる出来形要側において、 「除上限レッチンスキャナルを用いたは 素形管理要値(触覚工事編)(※)」、 法上性を除性機要型と・ザースティナルは たは「する」(メングリスような)を用いた出来研究機関の には、「大きな、「メングリスような」を用いた出来研究機関の には、「大きな、「大きな、」を用いた出来が発現を選(機能工事編)(※)」 た出来が発現要通(機能工事編)(※) た出来が発現を通(機能工事編)(※) た出来が発現を通(機能工事編)(※) なたは「中国・ビース・ビース」を用いて、 には、「大きな、この世界を担じいる。 は、一般には、日本の計画を促し、大きな、 にない、「大きな、このでは金銭を出する。計画を使じ、点 にない、「大きな、この場合、と、では、「大きな、この場合、と、では、 は、に、「中国・ビース」を発し、「大きな、この場合、と、では、 は、この場合、基準高の評価はで助する。 この場合、基準高の評価はで助する。 この場合、基準高の評価はで助する。 この場合、基準高の評価はで助する。	管理に反映できる規模の工事でいい。 工種の加工が数目維強する場合で、 要加工価値が2,000m水道とする。 減サ工能においては、平規件の項目を省 第十名ことが出来る。	施基(直通)に通に	
1 共通編 3 7 12 12 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	7 (新規)			11111	1 共通編 3 一般施工	7一般舗装工	12 7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(粒度調整 配盤工)) (施管理の場合)	原さからいは、原高数差	<u>-55</u>	<u>-66</u>		-8	来形管理要領(舗装工事編) (豪)	小規模以下の工事とは、管理結果を施工・ 管理に反映できる規模の工事といい、同 一工種の施工が数目維続する場合で、 施工・直接のの400mを減少する。 維持工事においては、平現性の項目を省 続することが出来る。	,	"
1 共 通報 3 7 - 12 12 + 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	8 (新規)			117.00	1 共通編 3 一般施工	7 一般舗装工	12 8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工(セメント (石灰・番書)安定処理工)) (面管理の場合)	<u>壁さあるいは</u> 標高較差	<u>-55</u>	<u>-66</u>		-8.	業税管理要値 (独装工業編) (※)」 「地上時時代報型と・デースキャーを用 いた出失等管理報館 (様質工業編) (※)」 いた出失等管理報館 (様質工業編) (※)」 に基づきは未要を関係を維持する場合・より に基づき地を形変視を実施する場合・より に基づき地を形変視を実施する場合・より 近本でありまたよりは来形管理を実施する 近本でありまたよりは来形管理を実施する に表できまれている。 3、計画に設計報信のが限予値としたで な。 大学には、電下器の個を値ととは が成しては、電下器の個を値ととは あばり変を実施する。 5、厚定さき間の変をとして評価する場合を な種との変として評価する。 は、直下部の目標系をは下して は、直下部の目標系をは下して は、直下部の目標系をは下して は、直下部の目標系をは下して は、直下部の目標系をは下して は、直下部の目標系をは下して は、直下部の目標系をは下の関係を に対して に対し に対して に対し に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対し	管理に反映できる規模の工事でいい。面 工程の加工が毎日連結十五島全で、 選集工画情が2,000mが進とする。 進作工事においては 平場件の項目を名 発子ることが出来る。	,	"
1 共 通編 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	9 (新規)				1 共通編 3 一般施工 44	7 一般舗装工	12 9	コンクリート舗装工 (転託コンクリート版工 (アスファ ルト中間間)) (価管理の場合)	壁さかるい仕 標高較差	<u>-20</u>	<u>-27</u>		=3.	3 またボータによる出来形を押においまれて、使上呼レーザースキャナーを用いた出ま形容理要報(納蒙工事編)(家) 「地上移動体整型レーザースキャナルを用いた出来が管理要報(輸送工事編)を取りたは「下区、リンプリスム方式」を用した出来が管理要報(輸送工事編)の表し、上紙では「下区」では「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2000㎡以上とする 工面積が2000㎡以上とする 小型模以下の工事とは、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい。同 一工積が加工が数目波換する場合で、建 装施工面積が2,000㎡未満とする。 建持工事においては、平坦性の項目を省		"

44

	単位:	: mm		単位:mm
現行			一部改定	
規格 値	測定基準 測定箇所 摘 3	要編章節条 技番 工 種	規格 値	_{摘 要} 改定理由
1 H 3 7 12 10 (新規) 共 — — — M 般 般		共 一 一 — — — — — — — — — — — — — — — — —	<u> </u>	を描いた 舗装施
編 览 鏡		編 施 舗 工 装 工	1921 1921 1921 1921 1921 1921 1921 192	<u> </u>
		コンクリート競技工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)		基準 (案) 〔国土交 通省〕改 定に伴い
			施財上の第二輩出生人。 五 原文を開始政策として認備する協会 注 直下層の目標系字上直下層の理像接定 至50億十四世間表立ちル東主系表との意と する。この場合、基準系の評価は省略する。	新規制定
			<u>連続する各目地に対して</u> 道路中心機をび 連載で搬送 <u>土2</u>	

_						現 行			単位:mm					** ** *			単位:mm
編	章	節:	条 枝	番 工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章 節 条	枝番 工 種	測定項目	一 部 改 定 規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
1 共	- 1	19 床	2		基準高▽	±20				1 共	3 19 2 床		基準高▽	±20			
通編	般施工	版工			₩ w	0~+30	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、 1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間 当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10㎡に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査 それって代える。)			編	般 版 加 工 工		幅w	0~+30	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、 1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間 当たり3ヶ所、厚さは型棒設置時におおむね 10所に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型棒検査 をわって代える。)		
					厚さt	-10~+20	をもつ C代える。)						厚さ t	-10~+20	をもつ (代える。)		
				床版工	鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断 面の測定簡所は断面変化毎1ヶ所とする。					床版工	鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(同端及び中央)測定。1断 面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
					鉄筋の有効高さ	±10	INTERPOLE DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE P						鉄筋の有効高さ	±10	INI->NOACHEDISTINAMININACTORAL-5777C-7-90		
					鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、機軸方向の鉄筋は全数、橋		
					上記、鉄筋の有効高さが マイナスの場合	±10	軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。						上記、鉄筋の有効高さ マイナスの場合	±10	軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
1	4	3	2	掘削工	基準高▽	±50				1	4 3 2	掘削工	基準高▽	±50			
通編	I.	川			法長 @ < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)			共通編	工 川		法長 @ 0 < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のも		
編		海			ℓ ≥ 5m	法長-4%	につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のも のは1縮工箇所につき2ヶ所。			編	海		ℓ ≥ 5m	法長-4%	のは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。		建設工事施
		岸·砂防土工等					基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「下3を用いた出来形容用率領(土工 画)(平成と4年3月29日付け固官技術347 号、国総公第55号)の規定による場合は、設 計図書の測点毎。				岸· 砂防土工等				ただし、「TS等売度方式を用いた出来形管 理要額(土丁種)塗りまたはRTK-GNSS を用いた出来が管理要領に工種(塗りの 規定におり測点による管理を行う場合は、設 計図書の測点伝。基準高は極何部の同端で 測定。		工管理基準 (案)[国土 交通省]改 定による
1 #	4	3 inf	3		基準高▽	-50 -100	+			1 ±	4 3 3 3 土 河		基準高▽	-50	_		
通編	主	Л			法長 0 0 < 5m 0 ≥ 5m	-100 法長-2%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のも			通編	主 淵		後長 ℓ < 5m ℓ ≥ 5m	-100 法長-2%	施工延長40m(測点開隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のも		
Pho		海			₩ w ₁ w ₂	-100	につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。	w. H		F993	海岸		₩ w ₁ w ₂	-100	につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。	w. H	
		戸.		盛土工			ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工					盛土工			ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管 理要領(土工編) <u>(家)</u> 」または「RTK-GNSS		11
		砂防土工等			基準高▽	±50	編)(平成24年3月29日付け国官技第347 号、国総公第85号)の規定による場合は、設 計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及 び端部で測定。	<u> </u>			砂防土工等		基準高▽	±50	を用いた出来形管理要領(土工編)(<u>多</u>)の 規定により測点による管理を行う場合は、設 財図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	<u> </u>	
1 共通編	4 土 工	4 道 路	2		走長 g & < 5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1 共通編	4 4 2 土 道 工 路		走長 g	-200	- 施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道 路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光		
編		土工		掘削工	## w	法長-4% -100	ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347	Z -w-+//.		86	土工	据削工	0 ≥ 5m	法長-4% -100	<u>変方式</u> を用いた出来形管理要領(土工編) (客) または「RTK-GNSSを用いた出来形	Z //.	"
					-		編) (平成24年3月29日付け国官技第347 号、国総公第85号) の規定による場合は、設 計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及 び端部で測定。	1, "							管理要領(土工編)(鉴)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
1		4	3		基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の ものは1施工額所につき2ヶ所。	w,		1	4 4 3		基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の	w,	
通編	主	道 路 十	4	路体盛土工	法長 ℓ ℓ < 5m ℓ ≥ 5m	-100 法長-2%	基準高は、道路中心線及び端部で測定。	w, v v v		通編	土 道 · 工 路 4	路体盛土工	後長 ℓ < 5m ℓ ≥ 5m	-100 法長-2%	ものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道 路中心線及び端部で測定。ただし、「TS等光 波方式を用いた出来形管理要領(土工編)	w, v v v	
196		士		路床盛土工	₩ w ₁ w ₂		ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347 号、国総公第85号)の規定による場合は、設			096	土	路床盛土工	№ w ₁ w ₂	-100	(水) または「RTK-GNSSを用いた出来形 管理要領(土工編)(水)の規定により測点に よる管理を行う場合は、設計図書の測点毎。	· Total	"
							号、国総公第85号)の規定による場合は、設 計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及 び嬬部で測定。	<u> </u>							よる管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	<u> </u>	
1 #±	4	4 36	5		厚さ t	₩-30				1 #:	4 4 5 土 道		厚さ t	₩-30			
通編	Î	路土		法面整形工(廃土部)			施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。			通編	主 路 土	法面整形工 (盛土部)			施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 法の中央で測定。		
		Î		(mr.L.nb)			※土羽打ちのある場合に適用。			-	Ī	(Mr. L. pp)			※土羽打ちのある場合に適用。		
1	5	5	4		平均開隔 d	± φ	D			1	5 5 4		平均間隔 d	± 0	D		
共通	無筋	鉄筋			かぶり t	±øかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$				無鉄筋筋筋		かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$		
通編	鉄					取小から以上	D:n本間の長さ n:10本程度とする o:鉄筋径			899	鉄			取小から以上	n: 10本程度とする		Ĕ
	筋コ						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに 対して各面で1ヶ所以上測定する	+ garran			的コ				工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに 対して各面で1ヶ所以上測定する	HELLING THE	
	ンカ						9: 灰が砂セ 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに 対して各面で1ヶ所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計 編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示				ンカ				京の財産 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに 対して各面で1ヶ所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計 編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示		
	IJ						方書の適用を受ける橋については、道路橋 示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。	Chi Lind			y 1				方書の適用を受ける橋については、道路橋 示方書(Ⅲコンクリート橋編 6.6)による。	Direction 10	
	1			組立て			注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用 する。				ŀ	組立て			注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用 する。		
							注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の 鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適								注2)橋梁コンクリート床版析 PC橋含む)の 鉄筋については、第1編3-19-2 床版工を適		
							用する。 注3)新設のコンクリート構造物 橋梁上・下部 工および重要構造物である内空断面積25㎡								用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部 工および重要構造物である内空断面積25㎡		
							以上のボックスカルバート(工場製作のプレ								以上のボックスカルバート(工場製作のプレ		
							の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配								の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配		
							筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。								筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

_							119	=			単位:田	_						***	Tale etc			単位:m	
-	± 4	ā &	技器	工程	314	項目	現	行 格值	測定基準	測定箇所	接声	g	# •	市条	技器 工 種	測定	項目	一 部 規 #	改定	測定基準	測定箇所	抽事	改定理由
1	4 :	3 2	2	エ 1位 服削工 面管理の場合)	<i>m n</i>	7.11	平均值	個々の	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来	柯 尼國州	18 ×	1 #	4 3	3 2	2 期削工 (面管理の場合)	en A	78.11	平均值	個々の	 3次元データによる出来形管理において「並上型レーザースキャナーを用い 	河北田 州		
通編	主			国民社の書台	平橋	標高較差	±50	計測値 ±150	形管理要領(土工編)」、「空中写真資 量(無人航空機)を用いた出来形管理要 領(土工編)」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)」、「TSを用いた出来	• жинопия • жинопия		通編	主 万. 海州。	# #	(周祖处/602)	平橋	標高較差	±60	計測値	た出来形管理要領(土工編)(整)」、「空中享真側書(無人教空機)を用いた 出来形管理要領(土工編)(整)」 「完全の事業の書(他人教空機)を用いた 出来形管理要領(土工編) を用いた出来形管理要領(土工編) 第)「TS等外投方式を用いた出	• X480*BA		
	8	か 土 上 エ			法面 (小般 含む)	水平 生たは 標高較差	±70	±160	プリズム方式)を用いた出来影管理要領 (土工編)」または「RTK-GNSSを 用いた出来影管理要領(土工編)」に基 づき出来影管理を測管理で実施する場 合、その他本基準に規定する計例構度・ 計例密度を満たす計例方法により出来形				111	ቃ ት L		注面 (小段 含む)	水平 または 標高較差	±70	±160	来形管理要領(土工編) (変)」、「下 で用受験(土工編) 率)」、「RTK- で用要領(土工編) 率)」、「RTK- GNSSを用いた出来形管理要領(土工 (変)」、主たは「地上快勤体性適 型レーザースキャナーを用いた出来形質	**************************************		建筑工业长工体
									管理を集まで基金に適用する。 2. 値々の計画値の場構能には計画構変として150mmが含まれている。 3. 計画は平場形と他間(小級を含む)の全面とし、全の立て設計とあり、 をしてよりが重要を発生した。いるでは対しては、計画を 軽差まと比率や概要を算出する。計画を 既上は大平を概要を算出する。計画を 上とする。 4. 他員、法民から太平方向に土ちの400 から除く、同様の影響を提出さる。の 内に存在する計画点は、標本が単立のの から除く、同様に、標本方のに、との のに存在する計画点は大平較悪の評価から から、方面のは、一般である。 5. 評価・おり報点は、評価を関係がある。 5. 評価・おり報点は、評価を関係がある。 5. 評価・おり報点は、評価を関係がある。 5. 評価・おりまる。 1. 計画を 1. 対域を 1.											歴史版 (十工業) (第)」と思うさり供給 整理を影響が実施する場合、その他は 差罪に展現するが開始により間未常等をと言う の場合に進作する。 の場合に進作する。 (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8			港理王寧施工管 港理基準(案) (国土交通省) 改定による
1 共通編	4 ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	3 3 III #	2	連土工 画管理の場合)	天場	標高較差	平均値 60	優々の 計例値 -150	する。 1. 3次元ゲータによる出来形管項において「レーザースキャナーを用いた出来 形管項優(土工編)」、「空中等項機 優(無人概で編)を用いた出来が算機 便(土工編)」、「空中等項機	• жинее на		1 共通編	4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	3 3 可 川 集	2 優土工 (商管準の場合)	天婚	標高較差	平均值	個々の 計測値 -180	5. 評価する範囲は、連載する一のの実 とすることを基とする。規格性の を通合は、評価に関を分割するか、ある かは現様値の条件の最も厳しい値を使用する。 1. 3 依元テータによる出来形管機において「近上型レーザースキャナーの た出失声管揮撃弾(土工器)(型)」、 で空中享用機(土工器)(型)、 出来形管弾撃弾(土工器)(型)、 に対したが、これキャナー	• хавотва • авьотва		
	8 8	沙 大 上			法面 4割<勾配	標高較差	-60	-170	要領(土工編)」、「TSを用いた出来 形管理要領(土工編)」、「TS (ノン プリズム方式)を用いた出来形管理要領 (土工編)」または「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要領(土工編)」 づき出来形管理要領(土工編)」 づき出来形管理を領管理で英高する場				9 1	ቃ ታ ተ		法面 4割<勾配	標高較差	-60		を用いた出来形管境要領(土工編) 第)」、「TS等主放方式を用いた出 来形管境要領(土工編) (第)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形 管境要領(土工編) (第)」、「地上移 物体衛載型レーザースキャナーを用いた			
					法面 4割≥勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170	合、その他本基準に規定する計測構度・ 計測密度を摘たす計測方法により出来形 管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測構度 として±50mmが含まれている。	[: [1/4]	ı					法面 4割≥勾配 (小段 含む)	標高較差	-60	-170	出 立記管項原便(十二額)(章) または 〒 RTK-GNSSを用いた出来影響運動 領 (土工編)(章)」に基づき出来形響 環を関管項で実施する場合、その他本基 際に規定する計測構度・計測需度を摘た す計測方法により出来影響理を実施する			
					楽しでは方さす平長Xしたこ配度長対水のを表ののに、向外のに、向外を表のない。 向X ともなった かんしん				3. 計削以「帰屋と出版(小母を含む)の企業 美し、一全での点でを対策との概念 の企業 美し、一全での点でを対策との概念 (平成長 高	\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						Europe Annual Annual				場合に適用する。 2. 復々の計測性の規格性には計削物度 2. 復々の計測性の規格性には計削物度 として主の細元符を主たでいる。 3. 計划化実場配と批照(小袋を含む)の企業とし、全での点で設計機能を対している。計判制度は1.40/m (平限形影/機能)の別にとさいる。 4. 批算、法民から水平方向に立ちの場合にある。 1. 最後、記憶が上の上のような時代、記憶が上の上のような形式によって対したとなって対したとなって対した。 5. 評価・お鍋間は、連続サーモーの突む 5. がは、評価に関係が開発があた。ある			н

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

									現	行			単位:m									_ #	改定			単位:m	
#	章 1	節集	枝響		I	種	測定	2項目		格値	測定基準	測定箇所	摘要	#	章	節条	枝番	I	種	測定	項目	規制		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
1 #	4 ± ;	4 2 #	2	掘削工 面管理(の場合)				平均值	個々の	 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来 			1 此	4 : ± ;	4 2 道	2 2 編和	(工 i管理の場合)				平均值	個々の	 3次元データによる出来形管理において「<u>地上型</u>レーザースキャナーを用い 			
通編	Î	益 土 工					平橋	標高較差	±50	計測値 ±160	形管理要領(土工編)」、「空中写真協 賃(無人航空機)を用いた山来形管理要 領(土工編)」、「無人航空機器軌型 レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)」、「TSを用いた出来 形管理要領(土工編)」、「TS(ノン			通編	Ī	路 土 工				平標	標高較差	±50	計測値 ±160	た出来形管理要領(土工編) (塞) 」、「空中享真例書(無人航空機)を用いた 出来形管理要領(土工編) (難) 」 「無人航空機搭載型レーザースキャナー を用いた出来形管理要領(土工編) 塞) 」、「TS等先投方式を用いた出	• X480+34		
							法面 (小段 含む)	水平宝た は 標高較差	±70	±160	プリズム方式)を用いた出来形管理要便 (土工編)」または「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要解「任工編」)」に基 づき出来形管理を順管理で実施する場合 会、その他本基準に規定する計創構度・形 計削密度を確定さ計劃方法により出									法面 (小段 含む)	水平生た は 標高較差	±70	±160	来形管塊要領(土工福) (塞)」、「T S (ノンプリズカ式)を用いた出来形 管塊要領(土工福)(塞)」、「地上移 動体搭載型レーザースキャナーを用いた 出去形管理事項(土工福)(塞)」または 「RTK-GNSSを用いた出来形管μ要	200		23. 40 wheeler date
											管理を施索する場合に適用する。 2. 値々の計画館の場格性には計画構成として主50mmが含まれている。 3. 計画は早場所と出版(小長を含む)の金属とし、全の点で設計場との構動性とは本平便差を調ける。計画機能は1点へ近くした。 上とする。 - 上記 表現の出版を写真が表現的は、上とする。 - 上記 表現の出版を写真を表現的ない。 - 上記 表現 上記 上記 本記													類(は工業) (単) 上本うと由決所等 原と関連する場合、その他私差 等に関立する計削減度・前削減度を開催して 計削が当たり、由来が資金を実施する 場合、通信がある。 一般のかりがある。 の会談とし、などの人をできない。 の会談とし、などの人をできない。 の会談とし、などの人をできない。 の会談とし、本での人をできない。 が選手として本での人をできない。 が選手として本での人をできない。 が選手として本での人をできない。 の会談とし、本での人をできない。 が選手とした本でを表する。 が選手とした本で多くない。 は、「学校長が減慢により、ジャールートランジ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			建設工事施工管理基準(案) (国本土交通省) (政定による
											内にある計画点は未平較差の評価から終 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの版 とすることを基末とする。規格値が変わ る場合は、野地関節を分割するか、ある いは規格値の条件の最も厳しい値を採用 する。													4. 佐賀、法民から水平方向に土5 caul 内に存在する財倒点は、標素較差の貯積 から除く。同様に、標素方のによ5 caul 内にある計測点は水平較差の貯積から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一の変 とすることを基本とする。規格値が表 る場合は、評価気管を分割するか、ある			
1	4	4 3	2	路体盛土	Ľ				平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理にお			1	4	4 3	3 2 路径	盛土工			\dashv	平均值	個々の計測値	いは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 1.3次元データによる出来形管理にお			
英通		整4	1	路床盛土: 面管理(平均值	質々の計例値	いて「レーザースキャナーを用いた出来 形管埋要領(土工編)」、「空中写真側 量(無人航空機)を用いた出来形管埋要			英通	Ī	道 4 路 十		(盛土工 管理の場合)			\dashv	平均值	質々の計例値	いて「地上型レーザースキャナーを用い た出来形管理要領(土工編)(案)」、 「空中写真測量(無人航空機)を用いた			
ľ		ŕ					天婚	標高較差	±60	±150	個(土工編)」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管理 要個(土工編)」、「TSを用いた出来 影管理事個(土工編)」、「TS(ノン	· annound from from from				Ì				天婚	標高較差	±50	±160	出来形管理要領(土工編)(業)」、 「無人航空機搭載型レーザースキャナー を用いた出来形管理要領(土工編) 案)」、「TS等光波方式を用いた出	• X480+24		
							法面 (小級 含む)	標高較差	±80	±190	プリズム方式)を用いた出来形管理要額 (土工編)」または「RTK-GNSSを 用いた出来形管理要額(土工編)」に基 づき出来形管理を顕管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測構度・									推測 (小段 含む)	標高較差	±80	±190	S (ノンプリズム方式) を用いた出来形 管理要領(土工編) (薬)」、「地上移 動体搭載型レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)(薬)」または			
											計劃衛度と博化・計劃方法により出来形 管理を実施する場合に属用する。 2. 億々の計画値の風格値には計劃機度 としてご加سが信息とと順(小級を含む)の全面とし、全ての点で控制との研 製売を実出する。計劃収支担には、(「平級影画機会とし、全ての点で設計をで 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、計劃以上させる。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	Tame V												「R TK-CNS S を用いた地球形響を開催(土工業) 選り、正面・プロ・出来形容様を を開発する場合、その他を展示する場合を開発する場合、その他を展示する場合を開発する場合を開発する場合を開発する場合を開始する場合を開発する場合を (2 資本の計算性を対している。 3 野田は天衛市の場合を (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4			И

出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

																単位:m												単位:mm	
									現		行	-		-									_	部	改定				改定理由
編 章	章節	条	枝番	I	ŧ	種	溴	定項目	規	格値		測定基準	1	測)	定箇所	摘要	編	章節	条	技番	エ 種	測定項目		規格	値	測定基準	測定箇所	摘要	以足垤田
1 3	3 17	3	2														1	3 17	3		漢船運転工 グラブ凌漢船) バックホウ凌漢船)		平均值	. 1	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理 要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴			
共 - 組 相 相	一 浚 渫 船																共通編	一般海船		-	面管理の場合)	標高較差	<u>±0以</u> 7	E	+400以下	データを用いた出来形管理要領 (河川浚 津) 案) に基づき出来形管理を面管 理で実施する場合、その他本基準に規定			
3	工 運 転工																	工厂框								する計測精度・計測密度を適たす計測方 法により出来形管理を実施する場合に適 <u>用する。</u>			建設工事施工管理基準(案)
																										2. 個々の計測値の規格値には計測緒度 として±100mが含まれている。			[国土交通省] 改定による
																										3. 計測は平場面と法面(小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高 数差を算出する。計測密度は1点/m2			
																										(平面投影面稽当たり)以上とする			

写真管理基準(案)

一 部 改 正	備考
写真管理基準 (案)	
	写真管理基準
(1~3略)	(案)〔国土
	交通省〕改定
(情報化施工)	による
「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u> 」、「TS(ノンプ	
リズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u> 」、「RTK-GNSSを	
用いた出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u> 」、「 <mark>地上型</mark> レーザースキャナーを用いた	
出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u> 」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来	
形管理要領(土工編) <u>(案)</u> 」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた	
出来形管理要領(土工編) <u>(案)</u> 」、 <u>「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用</u>	
<u>いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型</u> レーザースキャナーを用いた出	
来形管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u> 」、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管理要領	
(舗装工事編) <u>(案)</u> 」 <u>「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形</u>	
管理要領 (舗装工事編) (案) 、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管	
理要領 (舗装工事編) (案) 」による出来形管理を行った場合には、出来形管理	
写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか同要領の規定による。	
また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を	
行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほ	
か、同要領の規定による。	
(写真の名略)	
(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備で	
きる場合は、撮影を省略する。	
(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管	
理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。	
(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略す	
る。 <u>臨場時の状況写真は不要。</u>	
	(情報化施工) (情報化施工) (情報化施工) (情報化施工) (情報化施工) (情報化施工) (本) (大下 S

写真管理基準(案) 撮影箇所一覧表

		現	行					一	邓 正			備	考
			写真管理項目		late		EA		写真管理項目		let		
	区分	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	摘要		区分	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	摘要		
施工状況	図面との不一致	図面と現地との不一致 の写真		不要	工事打合簿に添付する。	施工状況	図面との不一致	図面と現地との不一致 の写真		不要	工事打合簿に添付 する。		
		量(無人航空機)を用 いた出来形管理要領 (土工編) (案)」に	「発生時」 ただし、「空中写真測量(無 人航空機)を用いた出来形管 理要領(土工編)(案)」に よる場合は、写真測量に使用 したすべての画像(ICONフォ ルダに格納)						(発生時) ただし、「空中写真測量(無 人航空機)を用いた出来形管 理要館(十工編)(案)」に よる場合は、撮影毎に1回	ただし、「空中 写真測量(無人 航空機)を用い た出来形管理要 領(十工編) (宏) による 場合は、写真側 量に使用したす べての画像 (ICONフォルダ に格納)		(案) 交通省) による 記載欄(改定
		キャナーを用いた出来 形管理要領 (土工編)	ただし、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 ナーを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」による場合は、代表箇所各 1 枚						ただし、「TS等光波方式を 用いた出来形管理要領(十工 編)(案)」、「TS(ノン ブリズム方式)を用いた出来 形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領((土工編)(案)」、「地上 型レーボースキャナーを用い た出来形管理要領(十工編) (案)」、「無人航空機搭載 型レーボースキャナーを用い た出来形管理要領(十工編) で案)」、「地上移動体搭載 型レーボースキャナーを用い た出来形管理要領(十工編) に第)」、「地上移動体搭載 型レーボースキャナーを用い た出来形管理要領(十工編) (案)」「地上移動体搭載 型レーボースキャナーを用い た出来形管理要領(十工編) に第)」による場合は、計測 毎に1回	ただし 「TS			
									〔発生時〕	領(十工編) (案)」、「地 上移動体搭載型 レーザースキャナーを用いた出 来形管理(十工編) (金)」による 場合は、代表簡			

			現	行							一 部	改正				備	考
編	章	節	条·工種	10 4	写真管理項目	American a	摘要	編	章	節	条·工種		写真管理項目	Am ala am an	摘要		
1 共通	3 一般施工	7 一般	7 アスファルト舗装工	撮影項目 敷均し厚さ	撮影頻度[時期] 各層毎400mに1回	提出頻度	10135	1 共通	3 一般施工	7 一般	7 アスファルト舗装工	撮影項目 敷均し厚さ	撮影頻度[時期] 各層毎400mに1回	提出頻度	1141.5%		
1 7 1	O MANUEL	舗装工	(下層路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚		1 70.00	3 AXABLE	舗装工	(下層路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚			
				整正状況	各層毎400mに1回							整正状況	各層毎400mに1回			中古然形	n ++ :#=
				厚さ	[整正後] 各層毎200mに1回	1						厚さ	[整正後] 各層毎200mに1回 [整正後]	+		写真管理	型型型
				7-6	[整正後]							74-0				(案)	(国)十
													ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要額(舗装工事編)(案)」、「地上型	2			
													レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体	1		交通省〕	改定
													要領(翻袋工事編/(条/)、「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出来	8			
													形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS			による	
													(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により「厚さみズ	5			
													いは標高較差」を管理する場合は各層				
													毎1工事に1回 [整正後]				
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回〔整正後〕				
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	.							ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形				
					用いた出来形管理要領(舗装工事編)」								管理要領(舗装工事編)(<u>零</u>)」、「 <u>地上型</u> レーザースキャナーを用いた出来形管理	1			
					による場合は各層毎1工事に1回 [整正 後]								要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体	\$			
													搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS	<u> </u>			
													(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理	.			
													要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]				
						Co. min. data -ur						de taux mer s		Fit who date the			
			アスファルト舗装工 (上層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	代表箇所 各1枚					アスファルト舗装工 (上層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 「施丁中」	代表箇所 各1枚			
			(粒度調整路盤工))	整正状況	を居毎400mに1回	- I 11X					(粒度調整路盤工))	整正状况	各層毎400mに1回	0.110			
					[整正後]								[整正後]				
				厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]							厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕				
					(並正後)								ただし、「TS等光波方式を用いた出来形	<u> </u>			
													管理要領(舗装工事編)(案)」「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理	1			
													要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体				
													搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS	<u> </u>			
													(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理				
													要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層	2			
													毎1工事に1回 [整正後]				
	+			幅	各層毎80mに1回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回 [整正後]				
													ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形				
													管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型	Į			
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	.							レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体				
					用いた出来形管理要領(舗装工事編)」								搭載型レーザースキャナーを用いた出来	£			
					による場合は各層毎1工事に1回 [整正 後]								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理				
													要価(舗装工事編)(案)」による場合は				
													各層毎1工事に1回 [整正後]				
			アスファルト舗装工 (上層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚					アスファルト舗装工 (上層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	代表箇所 各1枚			
			(七月政盟工 (セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	(施工中) 各層毎400mに1回						(セメント(石灰)安定処理工))	整正状况	「施工中」 各層毎400mに1回	-tr + tX			
					[整正後]								[整正後]				
				厚さ	1 000㎡に1回 [整正後]							厚さ	1,000㎡に1回 [整正後]				
					(正正极)												
											Í		※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形				
											Í		管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型	Į			
											Í		レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体				
					※コアを採取した場合は写真不要								搭載型レーザースキャナーを用いた出来	4			
													形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理				
											Í		要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある	5			
											Í		いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 「整正後」				
				幅	各層毎80mに1回 [整正後]							幅	各層毎80mに1回〔整正後〕				
													ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形				
					ただ」「TOを用いた山東以前頭平位								管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型	Į			
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	.					Í		レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体	\$			
					用いた出来形管理要領(舗装工事編)」						Í		搭載型レーザースキャナーを用いた出来	<u> </u>			
					による場合は各層毎1工事に1回 [整正 後]								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理				
											1		要領(舗装工事編)(案)」による場合は				
													各層毎1工事に1回 [整正後]				
								1									

 現	行							一 部	改正			備考
アスファルト舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	1	共通	3 一般施工	7 一般	アスファルト舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚				舗装工	(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	
	整正状況	各層毎400mに1回	-						整正状況	各層毎400mに1回		
 	ή¤	(整正後) 各層毎80mに1回(整正後)	1						幅	[整正後] 各層毎80mに1回 [整正後]		
	Ym	台唐典60mに「回〔空正後〕							PB			写真管理基準
1										ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		
1		ただし、「TSを用いた出来形管理要領								管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		(案) [国:
1		(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	.							要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
1		用いた出来形管理要領(舗装工事編)」								搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		交通省〕改2
1		による場合は各層毎1工事に1回 [整正 後]								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		による
1		[20]								(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は		- みる
1										各層毎1工事に1回 [整正後]		
アスファルト舗装工	整正状況	400m/c1@	代表箇所					アスファルト舗装工	整正状況	400mに1回	代表箇所	
(基層工)	全止 状况	[整正後]	代表固所 各1枚					(基層工)	登上状况	(整正後)	各1枚	
(坐/1工)	タックコート	各層毎に1回	0.11%					(無層工)	タックコート	各層毎に1回	0.110	
	プライムコート	〔散布時〕							プライムコート	[散布時]		
	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 [整正後]		
1										ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(<u>案</u>)」、「 <u>地上型</u>		
1		ただし、「TSを用いた出来形管理要領								レーザースキャナーを用いた出来形管理		
1		(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	1 1							要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
1		用いた出来形管理要領(舗装工事編)」								搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
1		による場合は各層毎1工事に1回 [整正 後]								<u> 形官理要領(舗装工事編)(茶)」、「18</u> (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
1										要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
1										各層毎1工事に1回 [整正後]		
アスファルト舗装工	整正状況	400m(C1回	代表箇所					アスファルト舗装工	整正状況	400m₹21回	代表箇所	
(表層工)	並正小が	(整正後)	各1枚					(表層工)	3E.11-1/(DL	[整正後]	各1枚	
(3/112)	タックコート	各層毎に1回	10.10					(30/11/2)	タックコート	各層毎に1回	D 1 1	
	プライムコート	[散布時]							プライムコート	〔散布時〕		
	平坦性	1工事1回							平坦性	1工事1回		
		[実施中]								[実施中]		
8 半たわみ性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所					8 半たわみ性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(下層路盤工)	転圧状況	(施工中) 各層毎400mに1回	各1枚					(下層路盤工)	転圧状況	〔施工中〕 各層毎400mに1回	各1枚	
	整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)							整正状况	各層毎400mに1回 「整正後」		
	厚さ	「登止後」 各層毎200mに1回	1						厚さ	登止後 各層毎200mに1回 [整正後]		
	14-0	[整正後]	1						74-0			
1										ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		
1										管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		
1										要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
1										搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
1										形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
1										(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある		
1										いは標高較差」を管理する場合は各層		
1										毎1工事に1回 [整正後]		
 	ή¤	各層毎80mに1回〔整正後〕	1						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
	YH	台湾母800001001回(亜正仮)							VIII	行着母のMICIEI (並正仮)		
1										ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		
1										管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型		
		ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」、「レーザースキャナーを								レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
		用いた出来形管理要領(舗装工事編)」								要順(舗象工・手欄/ <u>米/)。「地工を動体</u> 搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
										形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
		による場合は各層毎1工事に1回〔整正								() and the control of the control o		
		による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕								(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		11
		による場合は各層毎1工事に1回〔整正								(ノンノリスムガス)を用いた田米形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕		

		現	行						一 部	改正			備考
3 一般施工	7 一般	8 半たわみ性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	1 共通	3 一般施工	7一般	半たわみ性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
	舗装工	(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚			舗装工	(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚	
		(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400mに1回					(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400mに1回		
				[整正後]							[整正後]		
			厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		写真管理基
				[整正後]							ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		子具官垤苤
											管理要領(舗装工事編)(案)」「地上型		(案)〔国
											レーザースキャナーを用いた出来形管理		
											要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体		交通省〕改
											搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		文理有」以
											(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		による
											要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある	,	-よる
											いは標高較差」を管理する場合は各層		
											毎1工事に1回 [整正後]		
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
											ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		
											管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型		
				ただし、「TSを用いた出来形管理要領							レーザースキャナーを用いた出来形管理		ll .
				(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」	:						要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
				用いた出来形官埋要領(舗装工事編)」 による場合は各層毎1工事に1回〔整正							搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS		
				後〕							(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
											要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
											各層毎1工事に1回〔整正後〕		
		半たわみ性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				半たわみ性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
		(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚				(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚	
		(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400mに1回					(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400mに1回		
				[整正後]							[整正後]		
			厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
				[整正後]							[整正後]		
											※コアを採取した場合は写真不要		
											ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		
											管理要領(舗装工事編)(案)」「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管領		
											要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体		
				※コアを採取した場合は写真不要							搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
											形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
											(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
											要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある	2	
											いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回「整正後」		
			40	各層毎80mに1回〔整正後〕						40	各層毎80mに1回 (整正後)		
			中田	各居典60mic1回〔亚正夜〕						PB			
											ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来刑		
				ただし、「TSを用いた出来形管理要領							管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		ll .
				(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	-						要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
				用いた出来形管理要領(舗装工事編)」	1						搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
				による場合は各層毎1工事に1回〔整正							形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
				後]							(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
											各層毎1工事に1回 (整正後)		
		11.4. 1. 7.44.683+	##1 E+	A R = 100 I = 1 R	() 事件で				M. J. J. V. M. Advidence	MCAP INCA		/is the Art card	
		半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	代表箇所 各1枚				半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 「施丁中」	代表箇所 各1枚	
		(別点() ハン) / バラメルを生工)	整正状況	(施工中) 各層毎400mに1回	L '70				(Market 202) / PT SQUERES ELL)	整正状況	各層毎400mに1回	LI 47A	
				〔整正後〕	1						[整正後]	1	
			幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
											ただし、「TS等光波方式を用いた出来刑		
										1	ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型		
				ただし、「TSを用いた出来形管理要領						1	レーザースキャナーを用いた出来形管理		
				(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	:						要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体		
				用いた出来形管理要領(舗装工事編)」						1	搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
				による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕						1	形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS		
				1867						1	(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
											各層毎1工事に1回〔整正後〕		
		半たわみ性舗装工	整正状況	400m(C1回	代表箇所				半たわみ性舗装工	整正状況	400m₹21回	代表箇所	
		(基層工)	1	[整正後]	各1枚				(基層工)	1	[整正後]	各1枚	
			タックコート	各層毎に1回						タックコート	各層毎に1回		
			ブライムコート	〔散布時〕						プライムコート	[散布時]		
		半たわみ性舗装工	整正状況	400m(こ1回	代表箇所				半たわみ性舗装工	整正状況	400mに1回	代表箇所	
		(表層工)		[整正後]	各1枚				(表層工)		[整正後]	各1枚	
			タックコート	各層毎に1回						タックコート	各層毎に1回	1	
	1 1		プライムコート	〔散布時〕 400mに1回	-					プライムコート	[散布時]	1	
					1 1		1		I	浸透性ミルク	400mに1回	1 1	11
			浸透性ミルク										
			浸透性ミルク 注入状況 平坦性	(注入時) 1工事1回						注入状况 平坦性	(注入時) 1工事1回	1	

			現	行							一 部	改正			備考
			9 排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所		1 共通	3 一般施工	7 一般	9 排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	_
			(下層路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚				舗装工	(下層路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回							整正状況	各層毎400mに1回		
				厚さ	〔整正後〕 各層毎200mに1回							厚さ	(整正後) 各層毎200mに1回(整正後)	-	
				7-6	(整正後)							74-0			写真管理基準
													ただし、「TS等光波方式を用いた出来所 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上の	<u>8</u>	
													レーザースキャナーを用いた出来形管理	ž L	(案)〔国土
													要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		交通省〕改定
													搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS	<u> </u>	
													(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		による
													要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある	5	1-0, 0
													いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 <u>整正後</u>		I
				4	4 R F 6 4 R 7 W 7 W 7										
				PA	各層毎80mlこ1回〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
													ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来刑		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領								管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理	<u> </u>	
					(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	-							要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動化	2	
					用いた出来形管理要領(舗装工事編)」								搭載型レーザースキャナーを用いた出来	<u> </u>	I
					による場合は各層毎1工事に1回 [整正 後]								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
													要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
													各層毎1工事に1回〔整正後〕		I
			排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所					排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
			(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚					(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚	
			(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)						(粒度調整路盤工))	整正状况	各層毎400mに1回 (整正後)		
				厚さ	を居毎200mに1回							厚さ	各層毎200mに1回[整正後]		
				,,,,	[整正後]							7.0	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形	,	
													ただし、「IS等先級方式を用いた出来が 管理要領(舗装工事編)(案)」「地上の	<u>2</u> J	I
													レーザースキャナーを用いた出来形管理	E	1
													要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出来	,	1
													形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS	2	1
													(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
													要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層	<u>5</u>	
													毎1工事に1回 [整正後]		
				幅	各層毎80mlこ1回 (整正後)	_						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	-	
													ただし、「TS等光波方式を用いた出来刑	a a	
													管理要領(舗装工事編)(案)」、「 <u>地上型</u>	Ú	I
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領								レーザースキャナーを用いた出来形管理	E	I
					(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」	5							要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動位 搭載型レーザースキャナーを用いた出来	<u> </u>	I
					による場合は各層毎1工事に1回〔整正								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS	1	I
					後〕								(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理	L	1
													要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 [整正後]		1
1 共通	3 一般施工	7 一般	9 排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所					排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	—
一大地	3 州文尼土	舗装工	(上層路盤工	転圧状況	(施工中)	各1枚					(上層路盤工	転圧状況	(施工中)	各1枚	
		mu-ga-	(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400mに1回						(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400mに1回		
					[整正後]								[整正後]		
				厚さ	各層毎200mに1回							厚さ	各層毎200mに1回		
					[整正後]		1						[整正後]		
													※コアを採取した場合は写真不要		
							1					1	ただし「TS等光波方式を用いた出来所 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上の	<u>2</u> J	
													レーザースキャナーを用いた出来形管理	E	I
					※コアを採取した場合は写真不要								要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出す	,	I
					※コアを休取した場合は与具不安								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS	2	1
													(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
							1					1	要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある	2	
													年1工事に1回「警正後」		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
													ただし、「TS等光波方式を用いた出来刑	4	
							1					1	管理要領(舗装工事編)(<u>案</u>)」、「 <u>地上</u>	<u>ú</u>	
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領		1					1	レーザースキャナーを用いた出来形管理	E	
					(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編)」	1							要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 総載利レーザースキャナーを用いた出来	2	
					による場合は各層毎1工事に1回〔整正								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS	2	
					後]		1					1	(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
							1					1	要領(舗装工事編)(案)」による場合は 各層毎1工事に1回〔整正後〕		
			1	1		1	1				1	1	付暦母1上争に1回し整止後」		ll .

現	行						一 部	改正			備考
排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	1 共	通 3一般施工	7 一般	排水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚			舗装工	(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	_
	整正状況	各層毎400mに1回						整正状况	各層毎400mに1回 (敷正後)		
	ήŒ	[整正後] 各層毎80mに1回 [整正後]	1					幅	【整止後】 各層毎80mに1回〔整正後〕	1	-1
	YH	音店毎0000001回(並正後)						YES			写真管理基準
									ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		
		ただし、「TSを用いた出来形管理要領							管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		(案) 〔国土
		(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	:						要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
		用いた出来形管理要領(舗装工事編)」							搭載型レーザースキャナーを用いた出来		交通省〕改定
		による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕							形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS		
		18.7							(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は		による
									各層毎1工事に1回〔整正後〕		
排水性舗装工	整正状況	400m(C1回	代表箇所				排水性舗装工	整正状况	400mkご1回	代表箇所	
(基層工)	IE III DODO	[整正後]	各1枚				(基層工)	1E.112-0(DC	[整正後]	各1枚	
(2/22)	タックコート	各層毎に1回	2 - 12				(CLO) III/	タックコート	各層毎に1回		
	プライムコート	〔散布時〕						プライムコート	[散布時]		
排水性舗装工	整正状況	400ml=1回	代表箇所				排水性舗装工	整正状况	400m(C1回	代表箇所	
(表層工)	h. h. l	[整正後]	各1枚				(表層工)	7 h- 1	(整正後)	各1枚	_
	タックコート プライムコート	各層毎に1回 (散布時)						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
	平坦性	1工事1回	1					平坦性	1工事1回	1	
		[実施中]							(実施中)		
10 透水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				10 透水性舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚				(路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	_
	整正状況	各層毎400mに1回						整正状况	各層毎400mに1回		
	厚さ	(整正後) 各層毎200mに1回	1					厚さ	(整正後) 各層毎200mに1回(整正後)	1	-1
	序で	台居典200mに1回						1年0			
									ただし、「TS等光波方式を用いた出来形	4	
									管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		
									要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
		[整正後]							搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
		(EEE)							形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS		
									(ノンブリスム万式)を用いた出来形官埋 要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある		
									いは標高較差」を管理する場合は各層	-	
									毎1工事に1回 [整正後]		
	ATT.	各層毎80mに1回〔整正後〕	-					幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	_	
	YH	台湾車800川に1回(亜正板)						YES			
									ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		
		ただし、「TSを用いた出来形管理要領							管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		
		(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	.						要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体		
		用いた出来形管理要領(舗装工事編)」							搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
		による場合は各層毎1工事に1回〔整正							形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
		後〕							(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
									各層毎1工事に1回〔整正後〕		
透水性舗装工	整正状況	400ml=1 回	/IN the Adv Est				透水性舗装工	atalement of the arm	400mに1回	/ Is the Afficiant	
(表層工)	至止	(整正後)	代表箇所 各1枚				(表層工)	整正状況	(整正後)	代表箇所 各1枚	
(3/16-2)	タックコート	各層毎に1回	0.17				(3八亩 工)	タックコート	各層毎に1回	10 110	
	プライムコート	〔散布時〕						プライムコート	[散布時]		
	平坦性	1工事に1回						平坦性	1工事に1回		
		[実施中]							[実施中]		4
11 グースアスファルト舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				11 グースアスファルト舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	(施工中)	各1枚			-	(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	-
	整正状況	各層毎400mに1回 (整正後)						整正状况	各層毎400mに1回 「整正後」		1
	幅	【登止後】 各層毎80mに1回 [整正後]	1					幅	(整正後) 各層毎80mに1回 (整正後)	1	
	188	三月頭000000年1日(正正成)						788			1
								1	ただし、「TS等光波方式を用いた出来形容の		
		ただし、「TSを用いた出来形管理要領						1	管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		
		(舗装工事編)」、「レーザースキャナーを	:					1	要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体		
		用いた出来形管理要領(舗装工事編)」						1	搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
		による場合は各層毎1工事に1回〔整正 後〕						1	形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
		180						1	(ノンブリスム万式)を用いた出来形合理 要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
								1	各層毎1工事に1回〔整正後〕		
グースアスファルト舗装工	\$7. T.44.2□	4001=1 🖾	体中体配				グースアスファルト舗装工	動をつてはいい		Als are delt rac	
グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	代表箇所 各1枚				グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 (整正後)	代表箇所	-
(奉膺工)	タックコート	L登止後」 各層毎に1回	台一枚				(英層上)	タックコート	各層毎に1回	各1枚	
	プライムコート	[散布時]						プライムコート			
グースアスファルト舗装工	整正状況	400m/C1 回	代表箇所				グースアスファルト舗装工	整正状况	400m ₹1□	代表箇所	
(表層工)		[整正後]	各1枚				(表層工)		[整正後]	各1枚	
	タックコート	各層毎に1回						タックコート	各層毎に1回		
	プライムコート	[散布時]						プライムコート	[散布時]		1
	平坦性	1工事に1回						平坦性	1工事に1回	l	-11
	1	[実施中]					1		[実施中]		

			現	行						一 部	改正			備考
1 共通	3 一般施工	7 一般	12 コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	1 共通	3 一般施工	7 一般	12 コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
		舗装工	(下層路盤工)	転圧状況 整正状況	(施工中) 各層毎400mに1回	各1枚			舗装工	(下層路盤工)	転圧状況 整正状況	(施工中) 各層毎400mに1回	各1枚	
				全止 状况	各層毎400mに1回 〔整正後〕						登上状况	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回[整正後]		
					(整正後)							ただし、「TS等光波方式を用いた出来」 管理要領(舗装工事編)(業)」「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形容更 要領(舗装工事編)(業)」「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出 形容理要領(舗装工事編)(業)、「TS (ルンプリズム方式)を用いた出来形容用 要領(舗装工事編)(業)、「TS	型 里 	写真管理基準 (案) [国土 交通省] 改定 による
												要領(舗装工事編)(案) により「厚さめ いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [整正後]	<u> </u>	
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕							ただし、「TS等光波方式を用いた出来」 管理要領(補実工事稿)(金)」」加上セ レーザースキャナーを用いた出来影響 要領(補装工事稿)(金)」、「地上移動 情報型レーザースキャナーを用いた出 形管理要領(補装工事稿)(金)」、「TS (ファリスム方式)を用いた出来影管理 要領(補装工事組)(金)」による場合は を帯毎1工事に1回(整正後)	型 里 <u>本</u> <u>来</u>	
			コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回	代表箇所				コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 (施工中)	代表箇所	
			(和度調登路盛工)	転止状况 整正状況	[施工中] 各層毎400mに1回	各1枚				(粒度調整路盤上)	整正状况	施工中 各層毎400mに1回	各1枚	
				並正小が	(整正後)						#1.WW	[整正後]		
				厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回(整正後)		
												ただし、「TS等光波方式を用いた出来」 管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管型 要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 接載型レーザースキャナーを用いた出来	<u>型</u> 里	
					[整正後]							形管理要領(舗装工事編)(業)」、「TS (/ンプリズム方式)を用いた出来形管到 要領(舗装工事編)(案)により厚立か。 」、 以は標高較差、を管理する場合は各層 毎1工事に1回「整正後」	E	
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回 [整正後]		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1エ 事に1回【整正後】							ただし、「TS等光波方式を用いた出来」 管理要領(舗装工事編)(案)」、地上型 レーザースキャナーを用いた出来形容更 要飯(舗装工事編)(案)」、「地上移動 措象型レーザースキャナーを用いた出 形容理整領(舗接工事編)(案)。「TS (ルンプリズム方式)を用いた出来形容再 要額(舗装工事編)(案)。「TS を簡単記工事編)(案)。「TS を簡毎1工事に回〔整正後)	型 里 <u>本</u> <u>×</u> :	
			コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
			(セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	転圧状況 整正状況	(施工中) 各層毎400mに1回	各1枚				(セメント(石灰・瀝青)	転圧状況	〔施工中〕 各層毎400mに1回	各1枚	
			女正処理工)	全止 状况	合居毎400mに1回 〔整正後〕					安定処理工)	整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
				厚さ	1 000mlC1@						厚さ	1,000㎡に1回		
					[整正後]							(整正後) ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等光波方式を用いた出来) 管理要領(雑装丁事組)(参),「地上 ⁵ レーザースキャナーを用いた出来形管3	<u>形</u> 型	
					※コアを採取した場合は写真不要							要領(越충工事編)(参)」、地上移動 指載型レーザースキャナーを用いた出 形容理要領(越技工事編)(参)」「S (ファブ)メム方式)を用いた出来形管理 要領(越技工事編)(参)「Cより「厚さみ いは標志数差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回【整正後】	<u>来</u>	
				幅	各層毎80m(こ1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回 [整正後]		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕							ただし、「TS等光波方式を用いた出来」 管理要領(舗装工事編)(金)」、「地上 ・ザースキャナーを用いた出来形管型 要面(舗装工事編)(金)」、「地上移動 搭載型レーザースキャナーを用いた出き 形管理要領(舗装工事編)(金)」、「地上移動	型 型 本	
				中 語	ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1エ						申 茲	各層毎80mに1回(整正後) ただし、「TS等光波方式を用いた出来が管理要領(舗装工事編)(金)」、「地上型 ビザースキャナーを用いた出来形管 要領(舗装工事編)(金)」、「地上専動 情載歌ルーザースキャナーを用いた出	型里 本 来	

代表箇所 各1枚	写 (交	写真管
	写 (交	(案)
	写 (交	(案)
	(交	(案)
	(交	(案)
	(交	(案)
	交	II
		交通省
		による
代表箇所	iří	1
各1枚		
1110		
		1
		1
		1
		1
		1
		1
		1
(), de determen		-
代表箇所		
各1枚		-
		-
		-1
		II
	 	I
		II
	 	I
1		II
		II
		II .

		現	行							一 部	改正			備考
		コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所		1 共通	3 一般施工	7 一般	コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
		(転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工))	転圧状況 整正状況	(施工中) 各層毎400m/こ1回	各1枚	1			舗装工	(転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工))	転圧状況 整正状況	〔施工中〕 各層毎400mに1回	各1枚	- 1
		(私及調至母盤工))	型正认沉	(整正後)						(私及調整的盤工/)	至正朳优	(整正後)		
			厚さ	各層毎200m(こ1回							厚さ	各層毎200mに1回[整正後]		
												ただし「TS等光波方式を用いた出来形		写真管理
												管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型		
												レーザースキャナーを用いた出来形管理		準 (案)
												要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出来		〔国土交i
				[整正後]								形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS		
												(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		省〕改定
												要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある		
												いは標高較差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 <u>「整正後</u>]		よる
			加票	A Reference of the Parks										0.0
			PHi	各層毎80mに1回〔整正後〕							唱	各層毎80mに1回〔整正後〕		
												ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		
												管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理	.	
				ただし、「TSを用いた出来形管理要領								要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
				(舗装工事編)」による場合は各層毎1工	:							搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
				事に1回〔整正後〕								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
												要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
					1					1	1	各層毎1工事に1回〔整正後〕		
1 3 一般施工	7 一般	コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	+				コンクリート舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	11
	舗装工	(転圧コンクリート版工	転圧状況	[施工中]	各1枚					(転圧コンクリート版工	転圧状況	[施工中]	各1枚	
		(セメント(石灰・瀝青)	整正状況	各層毎400mに1回						(セメント(石灰・瀝青)	整正状況	各層毎400mに1回		
		安定処理工))	m-7	〔整正後〕 1 000㎡に1回						安定処理工))	厚さ	(整正後) 1,000㎡に1回		
			厚さ	[整正後]							序·3	1,000mに1回 〔整正後〕		
				(金正区)										
												※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「TS等米波方式を用いた出来形		
												管理要領(舗装工事編)(案)」「地上型		
												レーザースキャナーを用いた出来形管理		
				※コアを採取した場合は写真不要								要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体 搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
				※コノを採取した場合は子具作安								形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
												(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
												要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある		
												毎1工事に1回 <u>整正後</u>		
			éa ea	各層毎80mに1回〔整正後〕							413	各層毎80mに1回〔整正後〕	1	
			THE STATE OF THE S	台灣#80mに「凹〔空正後〕							VB			
												ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(<u>案</u>)」、「地上型		
												日 珪安県(舗装工事権/(<u>栄/)、「地工学</u> レーザースキャナーを用いた出来形管理		
				ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工								要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
				(舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回 [整正後]	-							搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
				争[2]固 (並正後)								(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
												要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
												各層毎1工事に1回〔整正後〕		
		コンクリート舗装工	整正状況	400m(=1@	代表箇所					コンクリート舗装工	整正状况	400㎡に1回	代表箇所	
		(転圧コンクリート版工		[整正後]	各1枚					(転圧コンクリート版工		(整正後)	各1枚	
		(アスファルト中間層))				-				(アスファルト中間層))				
			グライムコート	LIX1中庁」 各層毎80m/ご1回「整正後〕	1					1	ジブイムコート		1	
			Tell	日海峡の間に日は生まり	1						veli			1 1
					1					1	1	ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形 等神亜領(舗法工車網)(安):「場上戦		
					1					1	1	で理要頃(舗装工事編) <u>「条」」「地工学</u> レーザースキャナーを用いた出来形管理]	11
				ただし、「TSを用いた出来形管理要領	1						1	要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		11
				(舗装工事編)」による場合は各層毎1工	-1						1	搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形等細亜領(特は工事紀)(安):「TS		
				ずに1回 (定正後)							1			
											1	要領(舗装工事編)(案)」による場合は		
					1						1	各層毎1工事に1回〔整正後〕		11
		(アスファルト中間層))	タックコート プライムコート 幅	各層毎に1回 〔敗布時〕 各層毎80mに1回〔整正後〕						(7次27かト中間層))	タックコート プライムコート 幅	各層毎に1回 (散布時) 各層毎80mに1回(整正後) ただし、「TS <u>等半接方式</u> を用いた出来形 管理緊領(舗装工事補)(<u>条</u>)」」地上型 レーザースキャナーを用いた出来形管理 整領(舗装工事権)(条)」」地上程		

現	行						一 部	改正			備考
コンクリート舗装工	敷均し厚さ	400m(C1回	代表箇所	1 共通	3 一般施工	7 一般	コンクリート舗装工	敷均し厚さ	400m₹21回	代表箇所	
(転圧コンクリート版工)	整正状況	[施工中]	各1枚			舗装工	(転圧コンクリート版工)	整正状況	[施工中]	各1枚	
	厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
									[型枠据付後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		
									管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型	Í	写真管理基準
									レーザースキャナーを用いた出来形管理		
									要領(舗装工事編)(案)」「地上移動体		(案) [国 <u>-</u>
		[型枠据付後]							搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
		(主行)的[6]							形管理要領(舗装工事編)(案)」「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		交通省〕改足
									(ノンノリスム万式)を用いた田米形官理要領(舗装工事編)(案)」により「厚さある		
									いは標高較差」を管理する場合は各層	1	による
									毎1工事に1回 [整正後]		1000
	平坦性	1工事に1回						平坦性	1工事に1回		
		[実施中]							[実施中]		
コンクリート舗装工	石粉、	各層毎に1回	代表箇所				コンクリート舗装工	石粉、 プライムコート	各層毎に1回	代表箇所	
(連続鉄筋コンクリート舗装工)	プライムコート	〔散布時〕	各1枚				(連続鉄筋コンクリート舗装工)		[散布時]	各1枚	
	鉄筋寸法、位置	80mに1回 (据付後)						鉄筋寸法、位置	80mに1回 (据付後)		
	横膨張目地部	1施工箇所に1回						横膨張目地部	1施工箇所に1回		
	検 膨張 日 地 印 ダウェルバー	[据付後]						グウェルバー	[据付後]		
	縦そり突合せ	80m/c1回						縦そり突合せ	80m/c1回	 	
	目地部・縦そり	[据付後]						目地部・縦そり	[据付後]		
	平坦性	1工事に1回						平坦性	1工事に1回		
		[実施中]							[実施中]		
	厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回	1	
		[型枠据付後]							[型枠据付後]		
		[スリップフォーム工法の場合は打設前							[スリップフォーム工法の場合は打設前		
		後〕							後〕 ただし「TS等光波方式を用いた出来形		
									管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上型	Í	
									レーザースキャナーを用いた出来形管理		
									要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体		
									搭載型レーザースキャナーを用いた出来		
									形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS		
									(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理		
									要領(舗装工事編)(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層	2	
									毎1工事に1回 [整正後]		
									THE PERSON NAMED IN COLUMN TO PERSON NAMED I		
								me tot ett vic			
	目地段差	1工事に1回						目地段差	1工事に1回		1
13 薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	_			13 薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(下層路盤工)	転圧状況	(施工中)	各1枚				(下層路盤工)	転圧状況	(施工中)	各1枚	
(下///	整正状況	を	T 11X				(「周时坐上)	整正状況	各層毎400mに1回	1711X	
	並正れル	[整正後]						3E11-1/()/L	「整正後」		
	厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
	7	[整正後]						770	[整正後]		
	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	1					幅	各層毎80mに1回 (整正後)	1	
	1							1	ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		
	1	ただし、「TSを用いた出来形管理要領						1	たたし、「IS <u>等先波方式</u> を用いた出米形 管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u> 」による場	1	I
	1	(舗装工事編)」による場合は各層毎1エ	1					1	合は各層毎1工事に1回		I
	1	事に1回〔整正後〕						1	[整正後]		I
薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚				(上層路盤工	転圧状況	(施工中)	各1枚	
(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400m/C1回					(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400mに1回		
		[整正後]							[整正後]		
	厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
		[整正後]							[整正後]		
	幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
		ただし、「TSを用いた出来形管理要領							ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形		I
	1	(舗装工事編)」による場合は各層毎1工	1					1	管理要領(舗装工事編) (案)」による場		I
		事に1回〔整正後〕						1	合は各層毎1工事に1回		ll .
									[整正後]	0.00	
薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
(上層路盤工	転圧状況	(施工中)	各1枚			-	(上層路盤工	転圧状況	(施工中)	各1枚	
(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400㎞に1回					(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400mに1回		
	厚さ	(整正後) 1,000㎡に1回	1					厚さ	[整正後]	1	
	件ぐ							学さ	1,000㎡に1回		
		(整正後) ※コアを採取した場合は写真不要	1					1	(整正後) ※コアを採取した場合は写真不要		
	協	※コアを採取した場合は与具不妥 各層毎80mに1回〔整正後〕	+ +					幅	※コノを採取した場合は与具不要 各層毎80mに1回 [整正後]	1	
	YEE		1					VIII	を層母80mに1回〔登止後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		
		ただし、「TSを用いた出来形管理要領						1	たたし、「IS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u> 」による場	1	II
	1	(舗装工事編)」による場合は各層毎1工	1 1		1		1	1	n 仕女原(間次工学棚/ <u>(米/</u>)による物	1 1	11
		事に1回〔整正後〕	.						合は各層毎1工事に1回		

			現	行						一 部	改正			備考
共通	3 一般施工 7	7 一般	薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	1 共通	3 一般施工	7 一般	薄層カラー舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
		舗装工	(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚			舗装工	(加熱アスファルト安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回						整正状況	各層毎400mに1回		
					[整正後]							[整正後]		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕	-					幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		写真管理基準
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領							ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」による場		子具官 理 基 年
					(舗装工事編)」による場合は各層毎1工							合は各層毎1工事に1回		(案) 〔国土
					事に1回〔整正後〕							(整正後)		(条/ 【国工
			薄層カラー舗装工	整正状況	400m/C1 回	代表箇所				薄層カラー舗装工	整正状況	400mに1回	代表箇所	交通省〕改定
			(基層工)		[整正後]	各1枚				(基層工)		(整正後)	各1枚	文理有」 以此
				タックコート	各層毎に1回						タックコート	各層毎に1回		による
				プライムコート	[散布時]						プライムコート	[散布時]		ことの
				厚さ	1 000㎡に1回						厚さ	1,000mi(C1回		
					[整正後]							[整正後]		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕							ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形 管理要領(舗装工事編) <u>(案)</u> 」による場 合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
			14 ブロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				14 プロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
			(下層路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚				(下層路盤工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	
			(17070000)	整正状況	各層毎400mに1回	2 - 54				(1787)	整正状況	各層毎400mに1回	2-50	
					[整正後]							[整正後]		
				厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
					[整正後]							[整正後]		
		1		幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
				İ	ただし、「TSを用いた出来形管理要領							ただし、「TS等光波方式を用いた出来形		
					(舗装工事編)」による場合は各層毎1工							管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回		
					事に1回〔整正後〕							「黎正後」		
			ブロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				プロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
			(上層路盤工	転圧状況	(施工中)	各1枚				(上層路盤工	転圧状況	(施丁中)	各1枚	
			(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400mに1回	2				(粒度調整路盤工))	整正状況	各層毎400mに1回	L - 50	
					[整正後]							(整正後)		
				厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
					[整正後]							[整正後]		
				幅	各層毎80mに1回 [整正後]						幅	各層毎80mに1回 (整正後)		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回〔整正後〕							ただし、「TS <mark>等光波方式</mark> を用いた出来形 管理要領(舗装工事編) (客)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
			ブロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				ブロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
			(上層路盤工	転圧状況	「施工中」	各1枚				(上層路盤工	転圧状況	[施工中]	各1枚	
			(セメント(石灰)安定処理工))	整正状況	各層毎400m/こ1回	u				(セメント(石灰)安定処理工))	整正状况	各層毎400mに1回	L - IX	
			(0.1.4.4.00) 2022-77		[整正後]					() () () () () () () () () ()	11235 7 (50	(整正後)		
				厚さ	各層毎200mに1回						厚さ	各層毎200mに1回		
					[整正後]							[整正後]		
					※コアを採取した場合は写真不要							※コアを採取した場合は写真不要		
				幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編) (鉴)」による場 合は各層毎1工事に1回		
					事に1回〔整正後〕							(整正後)		II
			ブロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所				ブロック舗装工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所	
			(加熱アスファルト上安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚				(加熱アスファルト上安定処理工)	転圧状況	[施工中]	各1枚	
				整正状況	各層毎400mに1回						整正状况	各層毎400mに1回		
					[整正後]							[整正後]		
				幅	各層毎80mに1回〔整正後〕						幅	各層毎80mに1回〔整正後〕		
					ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回 [整正後]							ただし、「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
			ブロック舗装工	整正状況	400m(こ1回	代表箇所				プロック舗装工	整正状況	400mに1回	代表箇所	
			(基層工)		[整正後]	各1枚				(基層工)		[整正後]	各1枚	
				タックコート	各層毎に1回						タックコート	各層毎に1回		—II
				ブライムコート	〔散布時〕		1				プライムコート	〔散布時〕	the tendence	
		-	15 路面切削工	帰	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所	1			15 路面切削工	幅	1施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所	
				厚さ(基準高)	ただし、「TSを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」による場合は各層毎1工 事に1回(整正後)	各1枚					厚さ (基準高)	ただし、「TS <mark>等光波方式</mark> を用いた出来形 管理要領(舗装工事編) (案)」による場 合は各層毎1工事に1回 [整正後]	各1枚	
			16 舗装打換え工	幅	1施工箇所に1回	代表箇所				16 舗装打換え工	幅	1施工箇所に1回	代表箇所	
				延長	[施工後]	各1枚					延長	[施工後]	各1枚	
				厚さ							厚さ			
		1	17 オーバーレイエ	平坦性	1施工箇所に1回	代表箇所				17 オーバーレイエ	平坦性	1施工箇所に1回	代表箇所	
				b b -	[施工後]	各1枚					L	[施工後]	各1枚	
					各層毎に1回					i	タックコート	各層毎に1回	1	
				タックコート										
				整正状況	(散布時) 400m(二1回						整正状况	(散布時) 400mに1回		

			現	行							一 部	改正				備	考
<u>fi</u>	3 一般施工	16 擁壁工	1 場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所		1 共通	3 一般施工	16 擁壁工	1 場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所			
		(共通)			[施工中]	各1枚				(共通)			[施工中]	各1枚			
				厚さ	200m又は1施工箇所に1回							厚さ	200m又は1施工箇所に1回				
				幅 ★ →	[型枠取外し後]							幅 高さ	[型枠取外し後]				
			2 プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回	代表箇所		1			2 プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回	代表箇所		写真管:	囲ま
			2 フレイヤスト機・空工	加刊机次	[埋戻し前]	各1枚					2 プレイヤスト無壁工	16174人亿	[埋戻し前]	各1枚			
			3 補強土壁工	高さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所					3 補強土壁工	高さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所		(案)	
			(補強土(テールアルメ)壁工法)	鉛直度	[施工中]	各1枚					(補強土(テールアルメ)壁工法)	鉛直度	[施工中]	各1枚			
			(多数アンカー式補強土工法)								(多数アンカー式補強土工法)					交通省] [
			(ジオテキスタイルを用いた補強土								(ジオテキスタイルを用いた補強土						
			工法)								工法)					による	
			4 井桁ブロックエ	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所					4 井桁プロックエ	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所			
				4.5	[施工中]	各1枚						NL W	[施工中]	各1枚			
				法長厚力	200m又は1施工箇所に1回							法長厚さ	200m又は1施工箇所に1回 (施工後)				
		17 浚渫工	3 浚渫船運転工	運転状況	[施工後] 1施工箇所に1回	代表箇所	+			17 浚渫工	3 浚渫船運転工	運転状況	1施工箇所に1回	代表箇所			
		(共通)	(ポンプ浚渫船)	建粒认沉	「施工歯別に」回	各1枚				(共通)	(ポンプ浚渫船)	連転状况	[施工後]	各1枚			
		(70,00)	(グラブ船)		Cherky	D 11A				(54,00)	(グラブ船)		(旭工权)	1111			
			(パックホウ浚渫船)								(バックホウ浚渫船)						
		19 床版工	2 床版・横組工	厚さ	1スパンに1回	代表箇所				19 床版工	2 床版・横組工	厚さ	1スパンに1回	代表箇所			
				幅	[打設前後]	各1枚						幅	[打設前後]	各1枚			
				鉄筋の有効高さ								鉄筋の有効高さ					
				鉄筋のかぶり		1						鉄筋のかぶり					
_			. 12 W	鉄筋間隔	W. F. Cot. L. T. Cot.	/h ==	1		1 1 77	0 7411	o Betalist me	鉄筋間隔	DESCRIPTION OF STREET	/h da Ada			
	4 ± エ	3 河川・	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回	代表箇所			4 土工	3 河川・	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 「掘削中〕	代表箇所			
-	-	海岸・		H F	[掘削中]	各1枚				海岸・		St. FF	CAMILLA I 2	各1枚			
		砂防土工 等		法長 ※右のいずれかで	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕					砂防土工 等		法長 ※右のいずれかで	200m又は1施工箇所に1回 (掘削後)				
	-	77		※石のいすれかで 撮影する。	「TSを用いた出来形管理要領(土工	1	出来ばえ			47		撮影する。	「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管理要	1	出来ばえ		
				THE STATE OF	編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた		の撮影					INCAC 9 %	領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方		の撮影		
					出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GN	ı	·TS等の						式)を用いた出来形管理要領(土工編)		TS等の		
					SSを用いた出来形管理要領(土工		設置状況						(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形		設置状況		
					編)」、「レーザースキャナーを用いた出		と出来形						管理要領(土工編)(案)」、「地上型レー		と出来形		
					来形管理要領(土工編)」、「無人航空機 搭載型レーザースキャナーを用いた出来		計測対象						ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型		計測対象 点上のプリ		
					形管理要領(土工編)」による場合は1工		リズムの						順(工工機)(来)」、「無人航空機器載空 レーザースキャナーを用いた出来形管理		ズムの設		
					事に1回		設置状況						要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載		置状況(プ		
					[掘削後]		(プリズム						型レーザースキャナーを用いた出来形管		リズムが必		
							が必要な						理要領(土工編)(案)」による場合は1工		要な場合		
							場合の						事に1回		のみ)がわ		
							み)がわ かるように						[掘削後]		かるように 撮影		
							撮影								38X 382		
					「南本京本河景/無」於南州(ナロ)。		140.00						「你也写著題目(你」並加級)之口。之				
					「空中写真測量(無人航空機)を用いた 出来形管理要領(土工編)」に基づき写								「空中写真測量(無人航空機)を用いた 出来形管理要領(土工編)(案)」に基づ				
					真測量に用いた全ての画像を納品する								き写真測量に用いた全ての画像を納品				
					場合には、写真管理に代えることが出来								する場合には、写真管理に代えることが				
					ర 。								出来る。				
			3 盛土工	巻出し厚	200m/C1 回	代表箇所					3 盛土工	巻出し厚	200mに1回	代表箇所			
					[巻出し時]	各1枚							[巻出し時]	各1枚			
				I	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管	1							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管				
				İ	理要領」における「締固め層厚分布図」を	1							理要領」における「締固め層厚分布図」を	1			
					提出する場合は写真不要	1							提出する場合は写真不要				
				締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回	1						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回				
				H F	[締固め時]	1						Str FF	[締固め時]	1			
	-	-		法長	200m又は1施工箇所に1回	1	-			-		法長	200m又は1施工箇所に1回				
				幅 必ちのいずれかで埋	[施工後] 「TSを用いた出来形管理要領(土工	1	出来ばえ					幅 ※右のいずれかで撮	〔施工後〕 「TS <u>等光波方式</u> を用いた出来形管理要	+	出来ばえ		
				※石のいすれかで振 影する。	編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた	l	の撮影					影する。	個(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方		・田米はえの撮影		
					出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GN	ıl	・TS等の					/ 20	式)を用いた出来形管理要領(土工編)		TS等の		
					SSを用いた出来形管理要領(土工	I	設置状況						(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形		設置状況		
				1	編)」、「レーザースキャナーを用いた出	l	と出来形						管理要領(土工編)(案)」、「地上型レー		と出来形		
					来形管理要領(土工編)」、「無人航空機		計測対象						ザースキャナーを用いた出来形管理要	I	計測対象点トのプリ		
					搭載型レーザースキャナーを用いた出来 形管理要領(土工編)」による場合は1工	1	点上のプ リズムの						領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管理		点上のフリ ズムの設		
				İ	事に1回	1	設置状況						要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載		置状況(プ		
				1	[掘削後]	l	(プリズム						型レーザースキャナーを用いた出来形管		リズムが必		
				İ		I	が必要な						理要領(土工編)(案)」による場合は1工	1	要な場合		
				İ		I	場合の						事に1回		のみ)がわ		
				1		l	み)がわ						[掘削後]		かるように		
				I		1	かるように 撮影								撮影		
- 1						ļ	坂彰							ļ			
				I	「空中写真測量(無人航空機)を用いた	1							「空中写真測量(無人航空機)を用いた				
					出来形管理要領(土工編)」に基づき写 真測量に用いた全ての画像を納品する	l							出来形管理要領(土工編) (案)」に基づき写真測量に用いた全ての画像を納品				
					場合には、写真管理に代えることが出来								する場合には、写真管理に代えることが				
					場合には、写真管理に代えることが出来								する場合には、写真管理に代えることが出来る。				

		現	行						一 部	改正				備
4 ±I	3 河川・	5 盛土補強工	厚さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所		4 ±I	3 河川・	5 盛土補強工	厚さ	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所		
	海岸・	(補強土壁工法)		[施工後]	各1枚			海岸・	(補強土壁工法)		[施工後]	各1枚	1	
-	砂防土工	(多数アンカー式補強土工法)						砂防土工	(多数アンカー式補強土工法)					11
	等	(ジオテキスタイルを用いた 神冷+エは)						等	(ジオテキスタイルを用いた 油油・ナア注)					1
		補強土工法)				1 1			補強土工法)					写真管
		7 法面整形工	仕上げ状況	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所				7 法面整形工	仕上げ状況	120m又は1施工箇所に1回	代表箇所		
		(盛土部)	厚さ	[仕上げ時]	各1枚				(盛土部)	厚さ	[仕上げ時]	各1枚		(案)
		8 堤防天端工	厚さ	200m(C1 回	代表箇所	1 1		1	8 堤防天端工	厚さ	200mに1回	代表箇所		
		2007	幅	[施工後]	各1枚				7,000	幅	[施工後]	各1枚		交通省
	4 道路土工	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回	代表箇所			4 道路土工	2 掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回	代表箇所		
				[掘削中]	各1枚						[掘削中]	各1枚		による
			法長	200m又は1施工箇所に1回						法長	200m又は1施工箇所に1回			0 - 0
				[掘削後]							[掘削後]			4
				「TSを用いた出来形管理要領(土工		・出来ばえ				※右のいずれかで撮			出来ばえ	
			影する。	編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた 出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GN		の撮影 ・TS等の				影する。	領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)		の撮影 ・TS等の	
				SSを用いた出来形管理要領(土工	1	設置状況					(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形		設置状況	
				編)」、「レーザースキャナーを用いた出		と出来形					管理要領(土工編)(案)」、「地上型レー		と出来形	
				来形管理要領(土工編)」、「無人航空機		計測対象					ザースキャナーを用いた出来形管理要		計測対象	
				搭載型レーザースキャナーを用いた出来		点上のプ リズムの					領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型 レーザースキャナーを用いた出来形管理	:	点上のプリ ズムの設	
				形管理要領(土工編)」による場合は1エ 事に1回	-	設置状況					要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載		置状況(プ	
				争に 四 [掘削後]	1	(プリズム					▼ (************************************	1	直状況(ノリズムが必	
						が必要な					理要領(土工編)(案)」による場合は1工		要な場合	ĺl .
						場合の					事に1回		のみ)がわ	ĺl .
					1	み)がわ					[掘削後]		かるように	II
					1	かるように 撮影						1	撮影	
					ļ	取ぶン								4
				「空中写真測量(無人航空機)を用いた							「空中写真測量(無人航空機)を用いた			
				出来形管理要領(土工編)」に基づき写 真測量に用いた全ての画像を納品する							出来形管理要領(土工編)(案)」に基づ き写真測量に用いた全ての画像を納品			
				場合には、写真管理に代えることが出来	:						する場合には、写真管理に代えることが			
				る。	1						出来る。	1		
		3 路体盛土工	巻出し厚	200mに1回	代表箇所				3 路体盛土工	巻出し厚	200mに1回	代表箇所		1
		4 路床盛土工		(巻出し時)	各1枚				4 路床盛土工		[巻出し時]	各1枚		
				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管			
				理要領」における「締固め層厚分布図」を	F						理要領」における「締固め層厚分布図」を	2		
				提出する場合は写真不要							提出する場合は写真不要			
			締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回			
				〔締固め時〕							[締固め時]			
			法長	200m又は1施工箇所に1回						法長	200m又は1施工箇所に1回			
			幅	[施工後]						幅	[施工後]			
				「TSを用いた出来形管理要領(土工		・出来ばえ				※右のいずれかで撮	「TS等光波方式を用いた出来形管理要		出来ばえ	
			影する。	編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた 出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GN		の撮影 ・TS等の				影する。	領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)		の撮影 •TS等の	
				SSを用いた出来形管理要領(土工	1	設置状況					(室)」、「RTK-GNSSを用いた出来形		設置状況	
				編)」、「レーザースキャナーを用いた出		と出来形					管理要領(土工編)(案)」、「地上型レー		と出来形	
				来形管理要領(土工編)」、「無人航空機		計測対象					ザースキャナーを用いた出来形管理要		計測対象	
				搭載型レーザースキャナーを用いた出来		点上のプ					領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型	!	点上のプリ	
				形管理要領(土工編)」による場合は1エ 事に1回	1	リズムの 設置状況					レーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」「地上移動体搭載		ズムの設置状況(プ	
				[掘削後]		(プリズム					要項(上工棚/ <u>(来/) 「地工/参助/平倍車</u> 型レーザースキャナーを用いた出本形倍		リズムが必	
				Charry boy		が必要な					理要領(土工編)(案)」による場合は1工		要な場合	
						場合の					事に1回		のみ)がわ	
						み)がわ					[掘削後]		かるように	
					1	かるように 撮影							撮影	II
					ļ	取取シ						1		4
				「空中写真測量(無人航空機)を用いた							「空中写真測量(無人航空機)を用いた			II .
				出来形管理要領(土工編)」に基づき写 真測量に用いた全ての画像を納品する							出来形管理要領(土工編)(案)」に基づ き写真測量に用いた全ての画像を納品			II .
				場合には、写真管理に代えることが出来	:						する場合には、写真管理に代えることが			II
			<u> </u>	S	<u></u>						出来る。	<u> </u>]]
		5 法面整形工	仕上け状況	200m又は1施工箇所に1回	代表箇所				5 法面整形工	仕上け状況	200m又は1施工箇所に1回	代表箇所]]
		(盛土部)	厚さ	〔仕上げ時〕	各1枚				(盛土部)	厚さ	(仕上げ時)	各1枚]]
5無筋、鉄筋	5 鉄筋	4 組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回	代表箇所		5 無筋、鉄筋	5 鉄筋	4 組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回	代表箇所		ll .
コンクリート				(重要構造物かつ主鉄筋について	各1枚		コンクリート				(重要構造物かつ主鉄筋について	各1枚		11
				適用)							適用)			4
			かぶり	コンクリート打設毎に1回	代表箇所					かぶり	コンクリート打設毎に1回	代表箇所		1
				(重要構造物かつ主鉄筋について	各1枚						(重要構造物かつ主鉄筋について	各1枚		1
		40-1-	11- T-0-12-3-4-50-/ GEV T-0-5-	適用)	/b. = 65 = -	<i>x</i>			60 de or	-li-ma-lat-shallo / allo-micas-	適用)	/ builde African' An		41
		組立て ※新設のエクリート構造物の内、橋梁	非破壊試験(電磁誘	試験毎に1回	代表箇所:				組立て ※新設のコンクリート構造物の内、橋梁	非破壊試験(電磁誘	武原毎に1回 【診験実施由】	代表箇所各 1枚〔試験		II .
		※新設のコンツート構造物の内、橋梁 上部工事と下部工事	マークム、地域次レーラ 法)	いの大能です	種別毎〕	` 			上部工事と下部工事	一一 (中心、地域のアーナ 法、	「い水大旭丁」	種別毎〕		II
			1		E/// MF J	1 II				1	1	1.277 (1947)	1	ll .

	現	行		***						
				1				491	提出	•
様式番号	書式(事項)名	ページ	備考	様式番	書式(事項)名	ページ	備考	1		
様式·出来形18-1	土砂掘削出来形管理表	79	出来形管理基準及び規格値第 13 編	様式・出来形18	-1 土砂掘削出来形管理表	79	出来形管理基準及び規格値第 13 編	1		
様式·出来形20-1(1)	路盤出来形管理表	80	n	様式・出来形20	-1(1) 路盤出来形管理表	80	n n	1		
様式・出来形20-1(2)	路盤出来形管理図	81	п	様式・出来形20	-1(2) 路盤出来形管理図	81	n n	1		
様式・出来形20-2(1)	舗装出来形管理表	82	n	様式・出来形20	-2(1) 舗装出来形管理表	82	п	1		
様式·出来形20-2(2)	舗装出来形管理図	83	п	様式·出来形20	-2(2) 舗装出来形管理図	83	"	1		
様式・出来形23-1	単体魚礁製作出来形管理図	84	n n	様式・出来形23	-1 単体魚礁製作出来形管理図	84	n n	1		
様式・出来形23-2	組立魚礁組立出来形管理図	85	n n	様式・出来形23	-2 組立魚礁組立出来形管理図	85	n	1		
様式・出来形23-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	86	n n	様式・出来形23	-3(1) 魚礁沈設出来形管理表(1)	86	п	1		
様式・出来形23-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	87	п	様式·出来形23	-3(2) 魚礁沈設出来形管理表(2)	87	n	1		
様式・出来形23-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	88	n n	様式・出来形23	-3(3) 魚礁沈設出来形管理表(3)	88	п	1		
様式・出来形23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	89	n n	様式・出来形23	-3(4) 魚礁沈設出来形管理表(4)	89	n	1		
様式・出来形23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	90	п	様式・出来形23	-3(5) 魚礁沈設出来形管理表(5)	90	п	1		
様式・出来形24-4	石材投入出来形管理表	91	n	様式・出来形24			ıı ıı	1		
様式・出来形27-1(1)	すみ肉溶接出来形管理表	92	n	様式・出来形27	-1(1) すみ肉溶接出来形管理表	92	п	1		
様式・出来形27-1(2)	突合わせ溶接出来形管理表	93	n n	様式・出来形27	-1(2) 突合わせ溶接出来形管理表	93	ıı ıı	1		
様式・出来形27-1(3)	鉄筋フレア溶接出来形管理表	94	п	様式・出来形27	-1(3) 鉄筋フレア溶接出来形管理表	94	"	1		
				(1) 共通仕 履行状況 生よい。 (2) 建設工3	書第1編により定められた様式(第1号様式 報告書、第14号様式電子媒体等納品書を除 ・ 施工管理基準(楽)による様式1-1~様式	:〈様式は、国	土交通省の様式を準用して			